

- KAGA Smart City Initiative -

スマートシティ加賀構想

加賀市官民データ活用推進計画 2019



加賀市
令和2年3月

はじめに



加賀市は、豊かな自然や温泉の恵みのもと、九谷焼や山中漆器の伝統工芸や、確かな技術に支えられたものづくり産業などで発展を続けてきました。しかし、少子高齢化が進む中、現在、人口の減少が続き、様々なことで担い手不足や地域活力の低下といった問題が起き始めています。

一方で、AI や IoT、ロボットなどの先端技術は予想を超えるスピードで進展し、近い将来にはこれらの技術が生活の困りごとに対応し、また、企業の生産性を更に高めていくと言われています。

そのような中、本市では、先端技術の社会実装やデータを広く活用することによって、市民生活の質の向上や経済の発展を図るスマートシティの構築を目指しており、これに官と民が一体となって取り組んでいくため、令和元年 8 月 26 日に「加賀市スマートシティ推進官民連携協議会」を設立するとともに、令和 2 年 3 月 30 日には「加賀市スマートシティ宣言」を行ったところです。

そしてこの度、本市における人間中心の未来社会実現への方向性とデータ活用の基本方針を定める、「スマートシティ加賀構想」と「加賀市官民データ活用推進計画 2019」を策定しました。

今後は、これらの構想と計画に基づき、市民や事業者等の皆様と市が力を合わせた「スマートシティ加賀」の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

加賀市長 宮 元 陸

加賀市スマートシティ宣言

加賀市では、美しく豊かな自然と積み重ねられた歴史のもとで先人たちによって育まれた、伝統文化、産業、そして温かいおもてなしの心が、今へと引き継がれています。一方、少子高齢化と人口減少が進展することによって、労働力の不足や地域コミュニティの低下といった新たな問題が起き始めています。

そのような中、AI、ロボット、ビッグデータなどの先端技術を活用することによって、本市の強みに更に磨きをかけるとともに、日常における様々な課題を解決していくことができます。

私たちは、暮らす人には安全安心で便利な生活へと質が向上し、また、訪れた人を優れた魅力と大いなる活気が包みこむ、そのような幸福と輝きが「人」と「先端技術」の調和によってもたらされているまち、「スマートシティ加賀」を市民共創で築いていくことをここに宣言します。

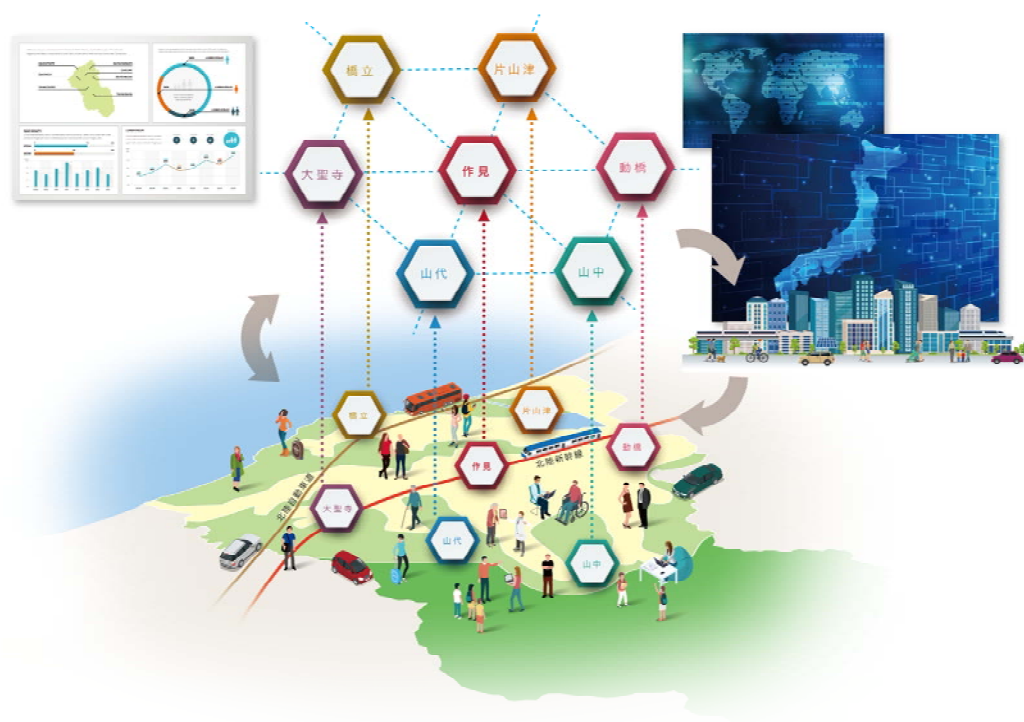
令和2年3月30日

加賀市長 宮 元 陸

目次

I	スマートシティ加賀構想策定の背景について	6
II	スマートシティの動向について	7
III	加賀市を取り巻く現状及び課題	11
IV	スマートシティ加賀構想	15
1.	スマートシティ加賀構想及び加賀市官民データ活用推進計画の位置づけ	15
2.	スマートシティ加賀 基本理念	16
3.	スマートシティ加賀 目指す方向性	17
4.	スマートシティ加賀 3つの戦略	20
(1)	デジタルファースト ～データ駆動型のまちづくり～	20
(2)	クリエイティブ ～創造的なまちづくり～	21
(3)	スマートシチズン ～市民との共創によるまちづくり～	22
5.	スマートシティ加賀 運営の5原則	24
(1)	透明性を確保したまちづくり	24
(2)	公平性と多様性を重視したまちづくり	24
(3)	相互運用性を確保したオープンで機敏かつ柔軟なまちづくり	25
(4)	事業継続性を担保したまちづくり	26
(5)	安心・安全・強靱なまちづくり	27
6.	スマートシティ加賀 推進体制	29
7.	スマートシティ加賀のアーキテクチャ及び都市 OS の考え方	30
8.	スマートシティ加賀の今後の取組内容	34
V	加賀市官民データ活用推進計画	35
1.	加賀市官民データ活用推進計画の目的	35
2.	加賀市官民データ利活用 6つの基本方針	36
(1)	透明性の確保	36
(2)	利用者関与の機会の確保	36
(3)	適正な手段による取得の確保	37
(4)	適切な安全管理の確保	37
(5)	苦情・相談への対応体制の確保	37
(6)	プライバシー&セキュリティ・バイ・デザイン	37
3.	加賀市官民データ活用推進計画の推進体制	38
4.	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	38
5.	官民データ活用の推進に係る個別施策	40
(1)	手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	40
(2)	官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	41
(3)	個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	42
(4)	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバйд対策等）	43

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）	44
(6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）	46
6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	48
VI 最後に	49



Ⅰ スマートシティ加賀構想策定の背景について

近年、我が国では、急速に進行する少子高齢化、トンネル天井板や橋梁の崩落等、各地で顕在化する社会インフラの老朽化、更には地球温暖化による自然災害の大規模化などの問題が発生しており、様々な社会課題を同時並行的に扱いながら、あらゆる手段をもって解決を図らなければなりません。

このような状況下において、既存の手法を踏襲するだけでは国家・都市機能は維持できず、国家・都市経営に抜本的な改革が求められており、まちづくりの分野も大きな転換期を迎えています。

一方で、ロボットやAI¹、IoT²等をはじめとするデジタル技術、LPWA³、5G⁴や準天頂衛星⁵等の情報通信技術の発達を背景に、これまで解決できないとされていた社会課題を解決することが可能となり、更には分野横断的に都市が抱える課題を効率よく同時に解決することも可能となりつつあります。

我が国では、上記先端技術を活用し、様々なデータを収集、解析し、新たなサービスを開発・提供することによって、地域が抱える課題を解決し、分野横断的に都市活動全体が最適化され、市民の生活の質(QOL=Quality of Life)の維持や向上を実現する「スマートシティ」政策を推進しています。

スマートシティの実現に向けては、共通の目標や目指すべき未来に向かって市民、行政、企業、大学、研究機関等、多様なステークホルダー（利害関係者）が緊密に連携を取りながら、都市におけるデータの整備、収集、利活用を積極的に推進し、先端技術の社会実装を進めていかなければなりません。

本市は、我が国の中でも超・課題先進地域であり、いち早くスマートシティを実現する必要性があるため、ここに「スマートシティ加賀構想（以下、「本構想」という。）」及び「加賀市官民データ活用推進計画 2019（以下、「本データ活用計画」という。）」を策定し、今後具体的な政策・施策・事業を展開していきます。

¹ Artificial Intelligence（人工知能）の略である。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。

² Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

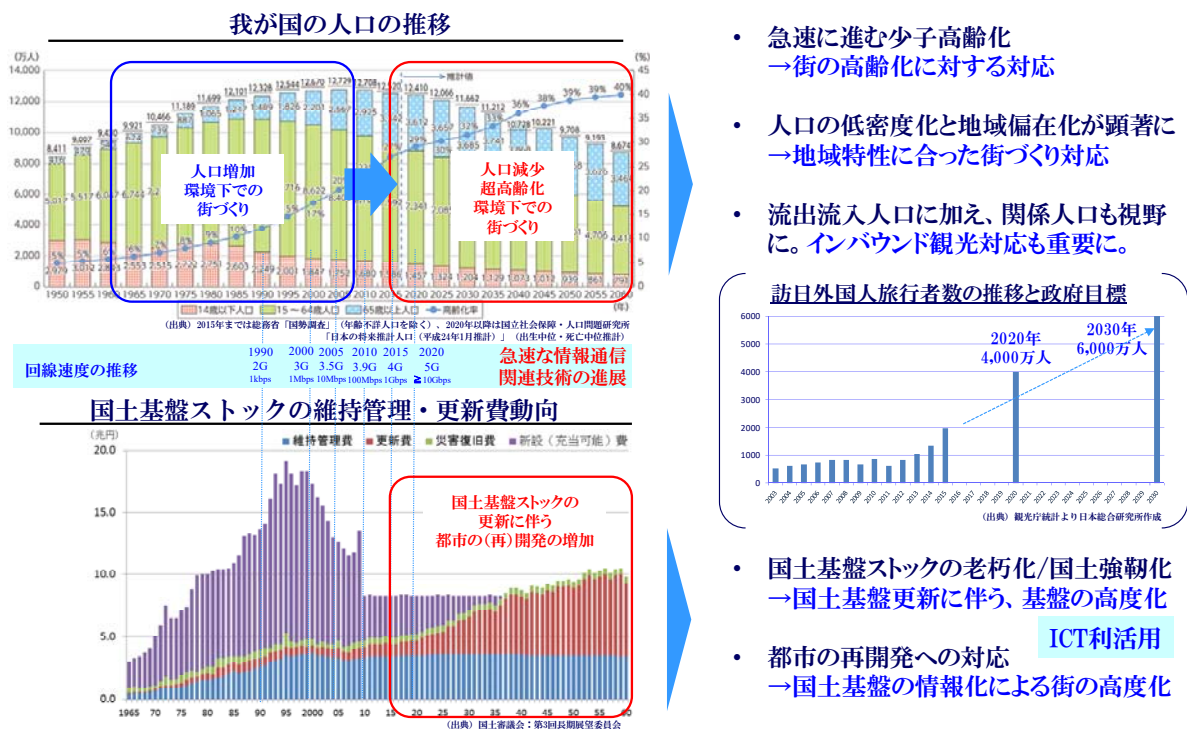
³ Low Power Wide Area の略である。IoT 社会の本格的な到来に向け、従来よりも ① 低消費電力、② 広いサービスエリア、③ 低コストを可能とする無線通信システムである。

⁴ 「超高速」だけでなく、「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持ち、令和 2（2020）年の実現が期待されている次世代の移動通信システムのこと。我が国においても産学官連携の推進団体である「第 5 世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」の設立（平成 26（2014）年 9 月 30 日）、研究開発の推進、国際連携の強化 などの取組が進められている。現行 LTE と比べて 100 倍の接続機器数（100 万台/km²）、100 倍の通信速度（10Gbps）などが要求条件とされており、ITU をはじめ、世界各国でも実現に向けた取組が本格化している。

⁵ 日本で常に天頂付近に 1 機以上の測位衛星が位置し、複数の軌道面にそれぞれ 配置された測位衛星を組合せて位置を測定する衛星及びそのシステムのこと。 全国をほぼ 100%カバーする高精度の衛星測位サービスの提供が可能である。

II スマートシティの動向について

スマートシティの推進は、社会課題の解決から考える必要があります。図1に、我が国の人口推移及び国土基盤ストックの維持管理・更新費動向に係る課題を示します。これまでは、人口増加の環境下におけるまちづくりを実施してきましたが、今後は人口減少・超高齢化の環境下でのまちづくりや都市経営を行う必要があります。また、財政面でも高齢化による社会保障費の増大や社会インフラの老朽化に係るコストも勘案し、持続可能な都市経営を実現する必要があります。一方で、訪日外国人旅行者数の増加による観光収入の増加や急速な情報通信関連技術の進展による都市運営の効率化も進んでいます。今後は、大局的な視点から都市経営の課題の本質を捉え、まちづくりを行う必要があります。



(図1) 我が国の人口推移及び国土基盤ストックの維持管理・更新費動向に係る課題

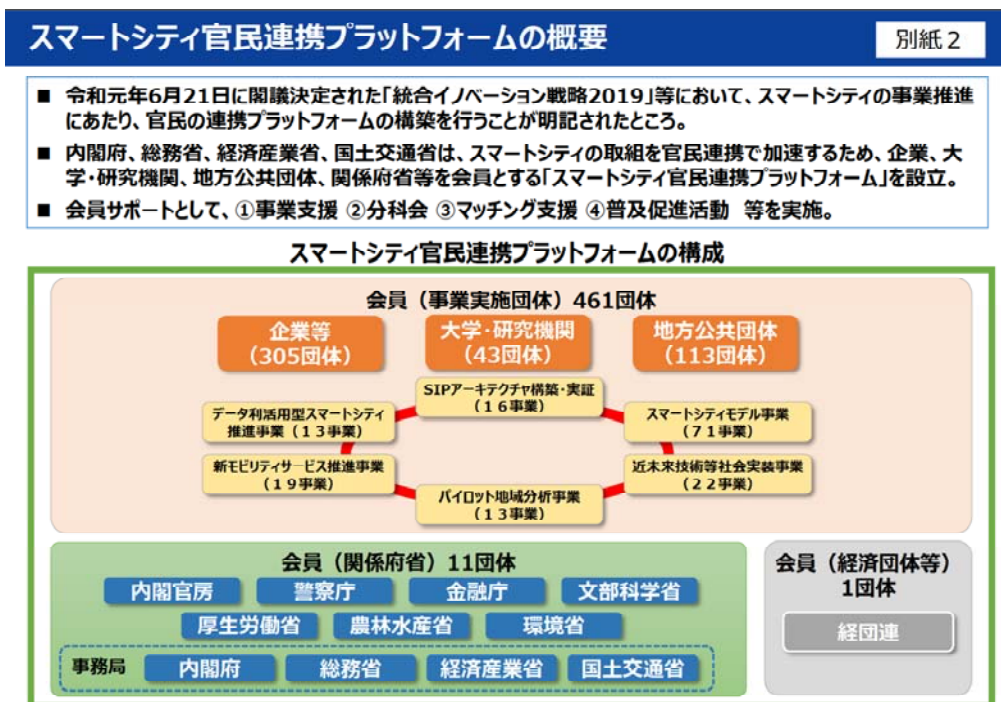
我が国では、平成 28 (2016) 年 1 月 22 日「第 5 期科学技術基本計画 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)」が閣議決定されました。本計画では、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会「Society 5.0」を目指すことが提唱されました。Society 5.0 は、ICT を最大限に活用し、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人々に豊かさをもたらす人間中心の「超スマート社会」とであると定義され、我が国が目指すべき未来社会の姿に位置付けられました。

現在も「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」の実現に向けた研究開発が進められてきました。

その後も、急速にデジタル、情報通信技術等が進展し、平成 31（2019）年 4 月 19 日に開催された第 6 回経済財政諮問会議において、内閣総理大臣が「IoT 等の新技術を活用したスマートシティをまちづくりの基本とし、将来を見据えた便利で快適なまちづくりを、関係閣僚と連携しながら、戦略的に推進すること」を国土交通大臣に指示、骨太の方針、成長戦略等の政府方針においても、スマートシティの実現に向けた取組の加速化が明記されました（以下、政府の成長戦略、骨太の方針、まち・ひと・しごと創生基本方針、統合イノベーション戦略の重要戦略におけるスマートシティ推進についての概要を抜粋記載）。

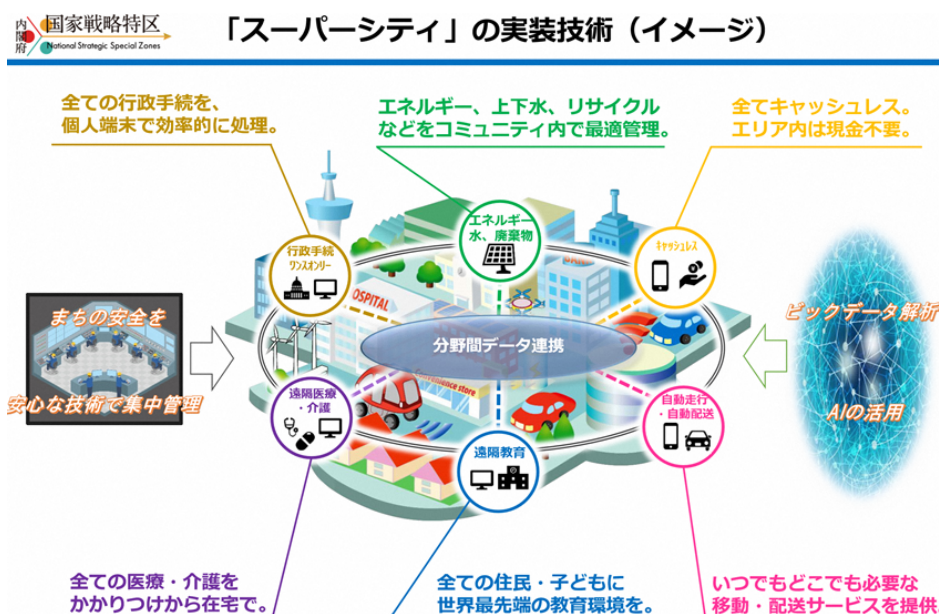
成長戦略フォローアップ	サイバーとフィジカルを高度に融合した Society5.0 の実現に向け、AI、IoT などの新技術やデータを活用したスマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、その取組を加速化する。令和元（2019）年度から、自治体、民間、大学等の連携による交通、防災、環境、観光等の分野横断的な取組を基盤整備、ノウハウ・人材面等で支援し、モデル事業の実施や、官民の連携プラットフォームの構築、ガイドラインの策定等により、スマートシティの成功モデルを創出し横展開する。
経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太方針)	デジタル化を推進し、新技術をフル活用して「スマートシティ」を実現させていくことは、今後、各地域の生産性を向上させるとともに、利便性や快適性を高めることとなることから、Society5.0 時代のまちづくりの基本コンセプトに「スマートシティ」の実現を位置付け、その実現に向けた取組を加速させる。
まち・ひと・しごと創生基本方針 2019	「スマートシティ」の推進 AI、IoT などの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、市民生活・都市活動の質の向上や、都市インフラの管理・活用の高度化・効率化及び施設立地の最適化など都市のマネジメントを最適化し都市・地域課題の解決を図る「スマートシティ」のモデル事業を実施するとともに、モデル事業で得られた知見の共有や意欲ある地方公共団体、技術を有する事業者が参画する官民連携のプラットフォーム構築などの取組を進める。
統合イノベーション戦略 2019	スマートシティ構想を通じた Society 5.0 の実現 第 5 期基本計画は折り返し地点を迎え、Society 5.0 の具体化が求められている。スマートシティは Society 5.0 の総合的なショーケースであり、都市化する世界が共通の課題を抱える中で、課題先進国として世界に向けて、スマートシティモデルをわかりやすく提示する。 ＜具体的施策＞ ○ 政府一体となったスマートシティ基盤を構築する。関係府省が連携してアーキテクチャを設計・構築するとともに、共通の基盤上で機能するスマートシティプロジェクトの全国的な実証、官民の連携プラットフォームの構築等を行うことにより横展開を図る。 ○ G20 において、G20 の都市等を結ぶグローバル・スマートシティ連合(Global Smart City Coalition) が提唱された。連合の活動を通じて、スマートシティ間の相互学習、成功事例の共有、運用に資する共通認識の形成等を図る。 ○ 国家戦略特区制度を基礎に、「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度や Society 5.0 に向けた技術的基盤の整備を進める。

現在、我が国のスマートシティ政策は、内閣府「統合イノベーション戦略推進会議」から指示を受けたイノベーション政策強化推進チームの傘下に組成された「Society5.0実現加速（スマートシティ）TF」が司令塔となり、府省庁が緊密に連携し推進されています。また、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」が組成され、産官学連携したスマートシティの事業化に向けた取組がなされています。



(図2) スマートシティ官民連携プラットフォーム

(出所) 内閣府



(図3) スーパーシティの実装技術（イメージ）

(出所) 内閣府

また、国家戦略特区制度を活用し、第四次産業革命を体現する世界最先端都市を先行実施するスマートシティを更に進めた「スーパーシティ」構想についても政府よりビジョン及びイメージが示されました。

このような取組は、我が国のみならず、G20⁶大阪サミット「大阪首脳宣言」において、「デジタル経済におけるイノベーションを更に促進し、スマートシティの開発に向けた都市間のネットワーク化と経験共有を奨励する」と宣言されました。令和元（2019）年10月8日から11日に横浜で開催された「アジア・スマートシティ・ウィーク」では、「G20 グローバル・スマートシティ・アライアンス」が設立（図4）され、スマートシティ間のネットワーキング及び経験の共有や、データ及びデジタル技術のガバナンスの共通指針となる原則の検討が開始されました。



（図4）G20 Global Smart Cities Alliance 設立フォーラム

以上のように、我が国のみならず世界中がスマートシティの推進に取り組むべく、行動を開始しており、「挑戦可能性都市 加賀」、「先進イノベーション都市 加賀」としましては、いち早くスマートシティを推進し、本市が抱える諸課題を解決することで、市民の生活の質の維持や向上を実現し、暮らす人、訪れた人それぞれが元気になる、思いやりの輪が広がるようなまちづくりの実現を目指します。

⁶ 主要国首脳会議（G7）に参加する7か国、EU、ロシア及び新興国11か国の計20か国・地域からなるグループ

Ⅲ 加賀市を取り巻く現状及び課題

昭和 33 (1958) 年 1 月 1 日に、江沼郡の大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村及び塩屋村が合併・市制施行して旧・加賀市が誕生しました。その後、昭和 35 (1960) 年 7 月 1 日 山中町より河南町、別所町、荒木町が旧・加賀市に編入され、平成 17 (2005) 年 10 月 1 日に旧・加賀市と山中町が新設合併・市制施行して、現在の加賀市が発足致しました。

このような合併の歴史的背景により、本市は「多極分散型」の都市構造を有する自治体となり、時代と共に非効率な都市経営、マネジメントに陥るリスクが顕在化して参りました (図 5)。



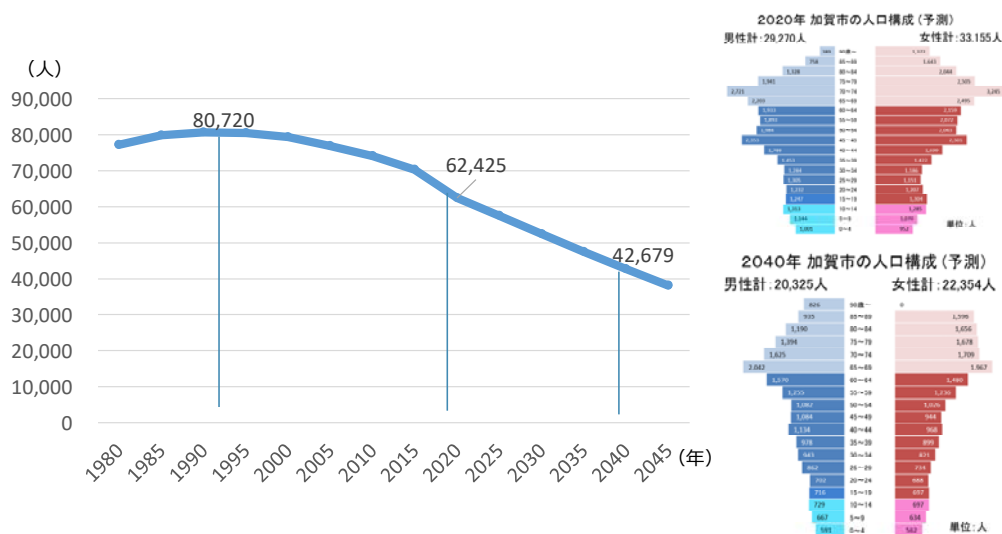
(図 5) 加賀市の多極分散型都市構造

(出所)第 2 次加賀市総合計画 (2017→2026)

そこで、第2次加賀市総合計画において、将来の都市構造の方針として、市街地を形成する地域拠点や集落などを地域公共交通のネットワークでつなぎ、医療や福祉、商業など都市機能の増進に向けた施設を有機的に配置することで、「多極ネットワーク型」の都市構造を目指すこととし、交通ネットワークに関する「骨格軸」と、土地利用の方針に関する「地域拠点」と「ゾーン」で構成しています。

地域拠点は、人口の集積する市街地として都市機能を有する「地域連携軸」で結ばれた交通の結節点に位置する大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中の7つの拠点、ゾーンは、山間ゾーン、丘陵ゾーン、田園ゾーン、海岸ゾーンの4つのゾーンに分類されており、それぞれ地域の特性に応じた土地利用とまちづくりを推進しています。

また、本市は、我が国の中でも急速に少子高齢化が進んでいる自治体であり、平成26（2014）年5月に民間研究機関「日本創成会議」の「人口減少問題検討分科会（座長：増田寛也元総務相）」報告書の中で、「消滅可能性都市」とされました。



(図6) 加賀市の人口及び人口構成の推移(予測)

(出所)国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」等を基に作成

本市において、このままでは、将来、大幅な人口減少が懸念され、地域の活力の低下や後継者不足、税収の減少などが見込まれることから、早急にその対策を講じることが必要です。そのため、安定した雇用の創出や、若い世代の結婚・出産・子育ての願いを叶えることを目的に、平成27（2015）年10月に「加賀市人口ビジョン」及び「加賀市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、合併10周年となる平成27（2015）年9月28日に制定した「加賀市民憲章」の理念を具現化していく取組を進めています。

しかしながら、本市を取り巻く環境は依然厳しく、特に人口問題、少子高齢化と多極分散型都市構造に端を発する、様々な分野においける課題が山積している状況には変わりありません。



(図7) 加賀市を取り巻く課題

図7に、市民からの意見や要望も踏まえた、加賀市を取り巻く課題について記しています。少子高齢化が急速に進展することにより、多極分散型の都市構造を有する本市では、コミュニティが分断、孤立し、自治体職員の高齢化、若手不足も相まって、将来的に人海戦術ではきめ細やかな市民サービス、行政サービスを提供することが困難となります。さらに、公共交通の運行数が少なく、観光客の自由に移動したいというニーズや地元の移動のニーズにも十分に答えられていない現状であります。

生活環境においても、雪害対策や空き家、空き店舗の増加による治安に対する不安など、様々な課題が同時多発的に顕在化しています。

また、これらの課題に加え、令和2(2020)年3月11日、世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長が、「パンデミック(世界的な大流行)とみなせる」と表明し、本市の観光産業は大打撃を受け、予断を許さない状況であります。

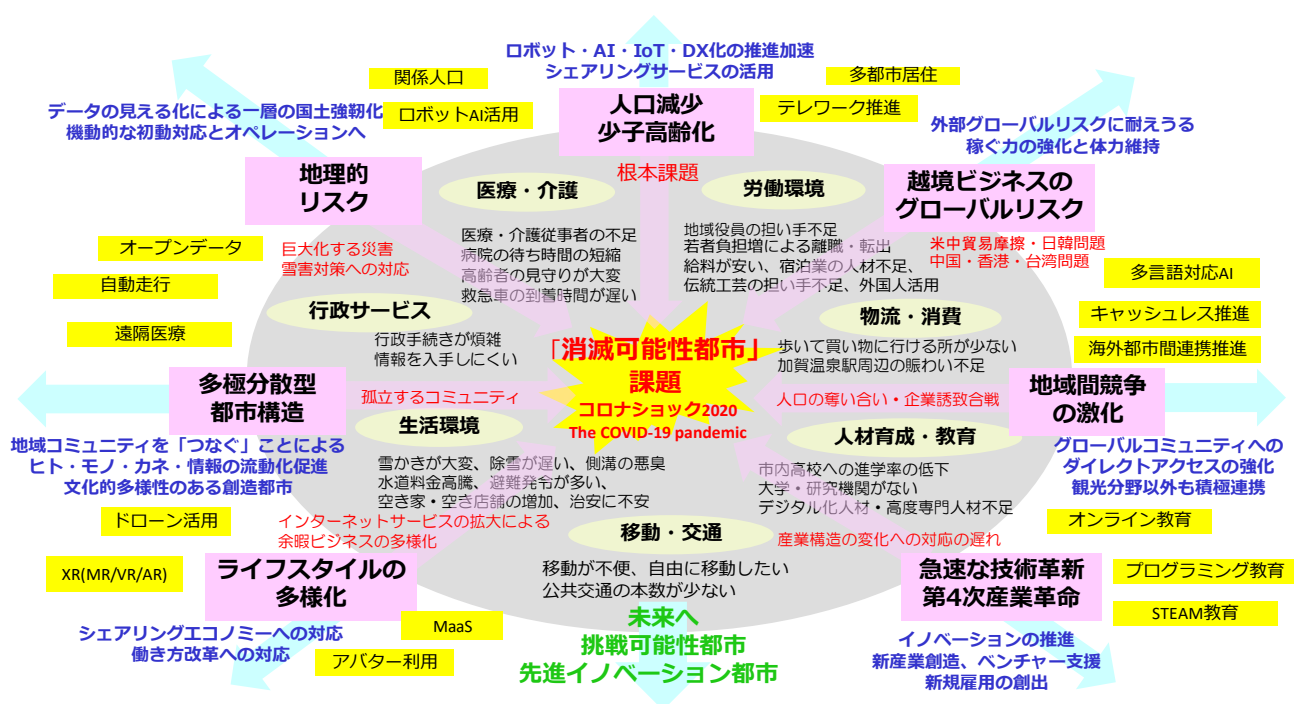
一方で、人口減少により端を発した様々な地域課題に対し、AIやIoT、ドローンなどの先端技術を社会実装することで課題解決するとともに新規事業の創出を目指すことも可能となります。移動や交通の課題に対しても、自動走行や利用者が事前に予約することでその都度、それに合わせて運行する地域の公共交通である「オンデマンド交通」等の様々な移動サービスも情報通信技術の発達により可能となります。結果、それぞれの文化的多様性のある地域拠点間でヒト、モノ、カネ、情報の流動性が高まり、市全体として活気のあるまちづくりを行うことも可能となります。

大学などの高等教育機関がなくともオンライン教育や子どもたちにプログラミング教育を早期に実施することで、いち早くテクノロジーを知り、未来の加賀市や我が国を担う人材を育てることが可能となります。また、先端技術を活用した新たなサービスを創出することにより、若者の就労機会を拡大し、地元での雇用創出にも寄与することが期

待されます（図8）。

現在の本市がおかれている危機的状況をピンチではなくチャンスとして捉え、スマートシティを推進することにより、諸課題を解決し、市民生活の質の向上と稼ぐ力を強化し、持続可能な加賀市の未来を創造します。

延期になったものの開催が予定されている「東京2020オリンピック・パラリンピック」、令和5（2023）年の北陸新幹線敦賀延伸、令和7（2025）年の「大阪・関西万博」を千載一遇のチャンスと捉え、観光誘客の促進や地域の賑わい創出に向けて、官と民が垣根を越えて、緊密に連携し市民と協働してスマートシティ推進に挑戦していきます。



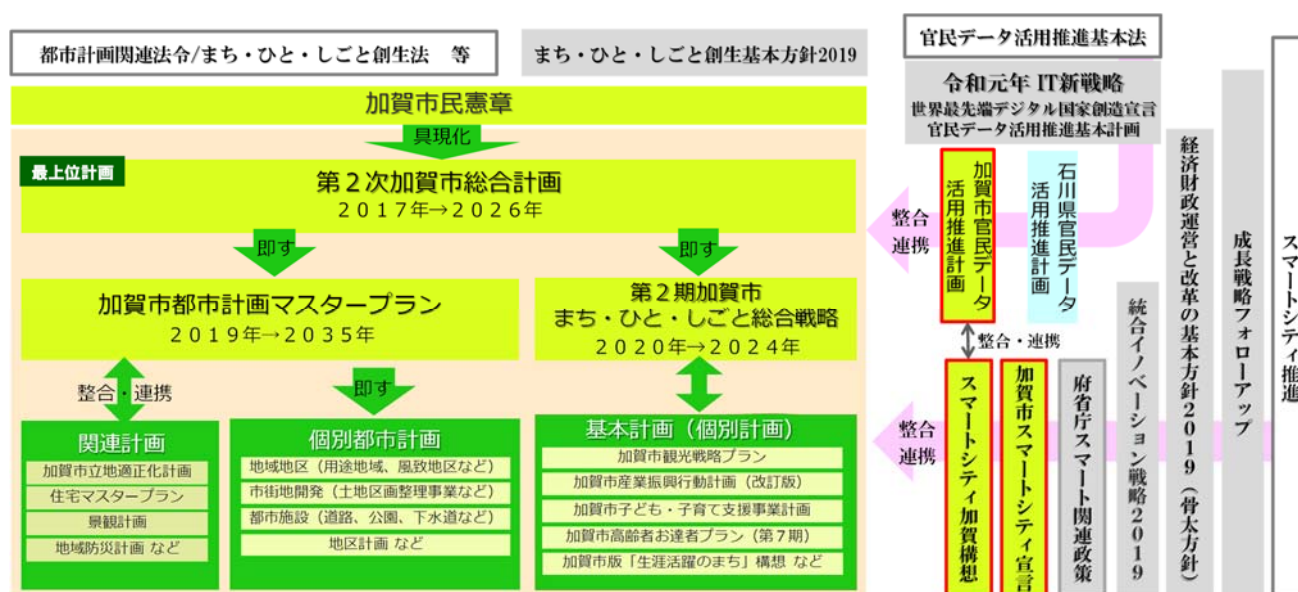
（図8）加賀市を取り巻く課題を解決するための対応例

Ⅳ スマートシティ加賀構想

1. スマートシティ加賀構想及び加賀市官民データ活用推進計画の位置づけ

本構想及び本データ活用計画は、加賀市民憲章に基づき、政府方針も鑑みた上で、第2次加賀市総合計画、第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略、加賀市都市計画マスタープランと整合・連携を図り、それに係る計画を実現するための位置づけとします。

本構想及び本データ活用計画は、あくまでも本市の最上位計画である総合計画の「基本理念」や「都市の将来像」を実現するための構想であります。



(図9) スマートシティ加賀構想及び加賀市官民データ活用推進計画の位置づけについて

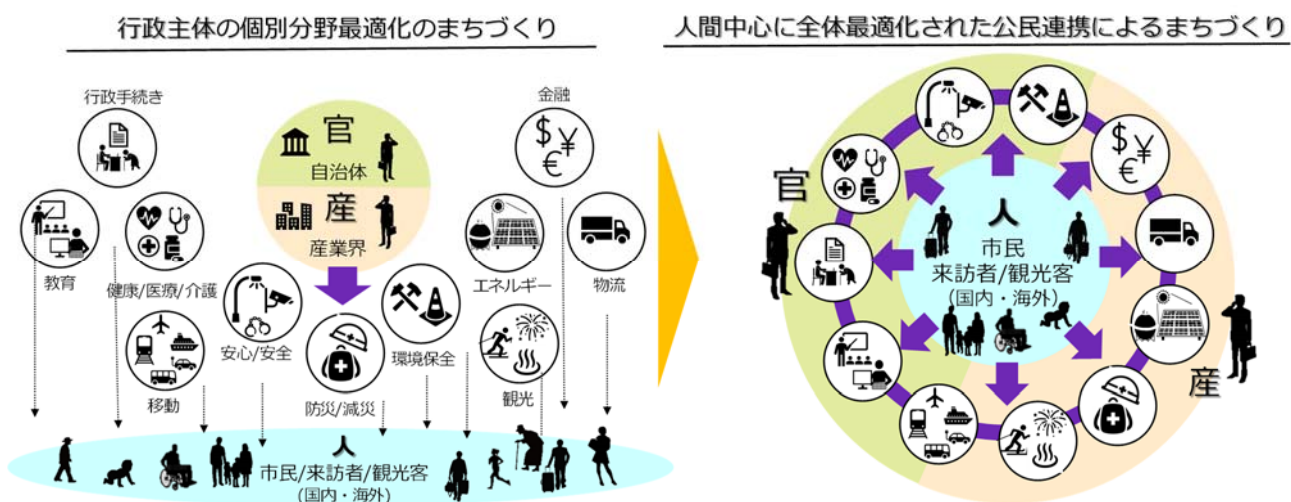
2. スマートシティ加賀 基本理念

スマートシティ加賀の基本理念

先端技術の導入に際しては、将来的に人々があらゆる面でより良い暮らしや幸福につながるものであるかを第一に考え、行政目線、産業界目線ではなく、常にユーザー目線に立った検討を行い、「人間中心の未来社会の実現」に努めます。

これまでのまちづくりは、行政主体の個別分野最適化のまちづくりでした。結果、行政が取り組む各分野のそれぞれの施策に官民が連携し、個別分野の課題解決やサービス開発を行ってきたため、縦割り行政と呼ばれ、市民は、分野ごとに提示されたサービスをそれぞれで受けることが多々あり、不便な生活を強いられることもありました。

これからのスマートシティでは、「人間中心に全体最適化された官民連携によるまちづくり」を進めていきます。これは、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」である Society5.0 の実現につながるものでもあります。



(図 10) 人間中心の未来社会の実現へのイメージ

3. スマートシティ加賀 目指す方向性

スマートシティ加賀の目指す方向性

スマート化による市民の生活の質の向上

スマート化による来訪者の満足度向上

スマート化による稼ぐ力の向上

スマートシティ加賀は、図9に示した通り、加賀市民憲章の具現化を目指し、先端技術を活用し、第2次加賀市総合計画を遂行するものであり、以下の3つの点を基本的な方向性とします。

1. スマート化による市民の生活の質の向上

本市では、図7に示した通り、様々な地域課題を抱えています。これらの課題を先端技術の活用により解決し、市民の生活の質の維持や向上を実現します。

また、イノベーションを推進し、新たなサービスモデルを構築することで、歴史と伝統文化に裏付けされた、市民がワクワクするような新たな未来社会の創造を目指します。

2. スマート化による来訪者の満足度向上

本市は、約6.7万人の市民に対して、宿泊施設入込客数が約185万人（内、外国人来訪客数は約8万人）と域外からの観光客等の来訪者によって、域内の観光産業が成り立っている産業構造を有する日本有数の観光都市でもあります。

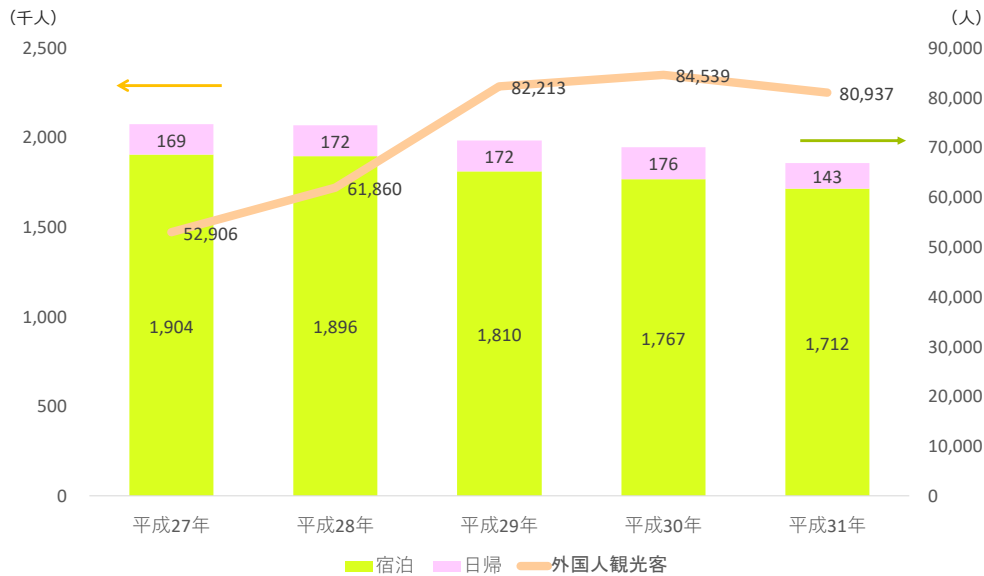
しかしながら、バブル期には、宿泊施設入込客数が約400万人を誇ったものの、インターネット技術やそれに係るサービスの進展により、人々のライフスタイルや余暇時間の使い方も多様化し、観光客の数も伸び悩んでいます。

例えば、団体旅行やパッケージツアーから個人旅行へのシフトにより、手軽に観光できる交通機能が不十分であるという課題や廃業旅館の空き家が市内にそのまま存在し、都市景観が損なわれている、宿泊業の働き手が不足している等、観光地における様々な課題が解決されておらず、近隣の観光地に宿泊客が流出している傾向にあります。

今後は、インバウンド観光も強化する必要があるため、国内外問わず、観光客来訪者に対し、必要なサービスを時間や場所を問わず、多言語で最適な形で利用できる環境の構築することが求められています。

さらに、近年の働き方改革により、シェアオフィスの活用、テレワークの推進により、都心部から地方に労働環境を移し、自然に囲まれた豊かな暮らしを志向する若手のデザイナーやエンジニア、地方で新たな挑戦を開始する起業家等も現れています。

本市では、スマート化により、観光客のみならず、様々な来訪者に対しても、魅力的なライフスタイルを提供し、楽しく、働きやすく、住みやすい環境を整えます。



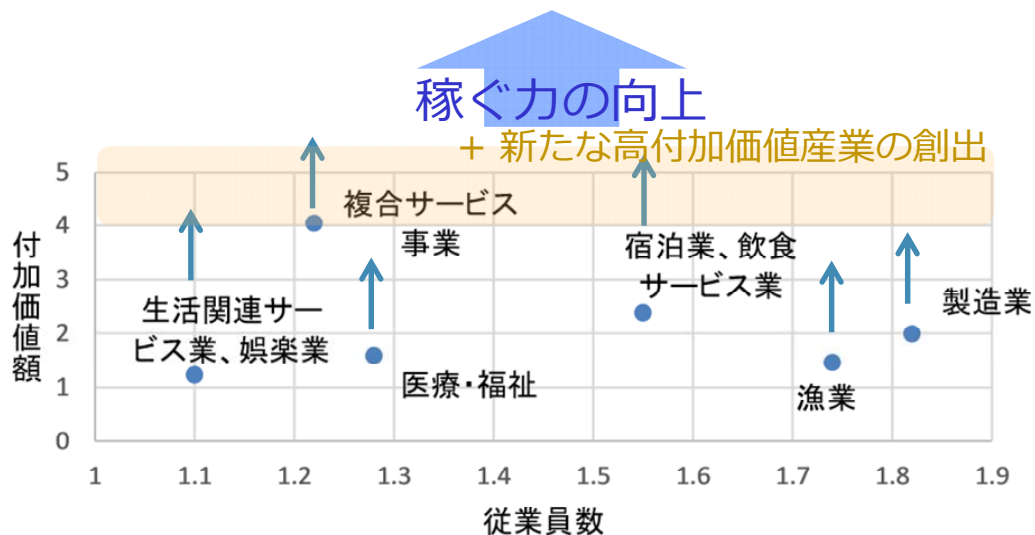
※平成27年、28年の外国人観光客数は三温泉地の合計値。平成29年以降の外国人観光客数は三温泉地とその他地域の合計値。

(図 11) 加賀市の宿泊施設入込客数の推移 (日帰り客含む)

(出所) 加賀市観光統計を基に作成

3. スマート化による稼ぐ力の向上

本市の基幹産業における特化係数で、従業員数及び付加価値額が1より大きい産業は「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「漁業」、「複合サービス事業」、「医療・福祉」及び「生活関連サービス業、娯楽業」であり、これら基幹産業も少子高齢化の波にさらされています。本市の産業の高付加価値化を維持、追求し、「稼ぐ力」を向上すること、また、新たな高付加価値産業の創出も雇用の拡大を図ることは、都市経営や産業政策上において非常に重要な論点であります (図 12)。



(図 12) 付加価値・従業員数ともに特化係数⁷が1以上の加賀市の産業分布

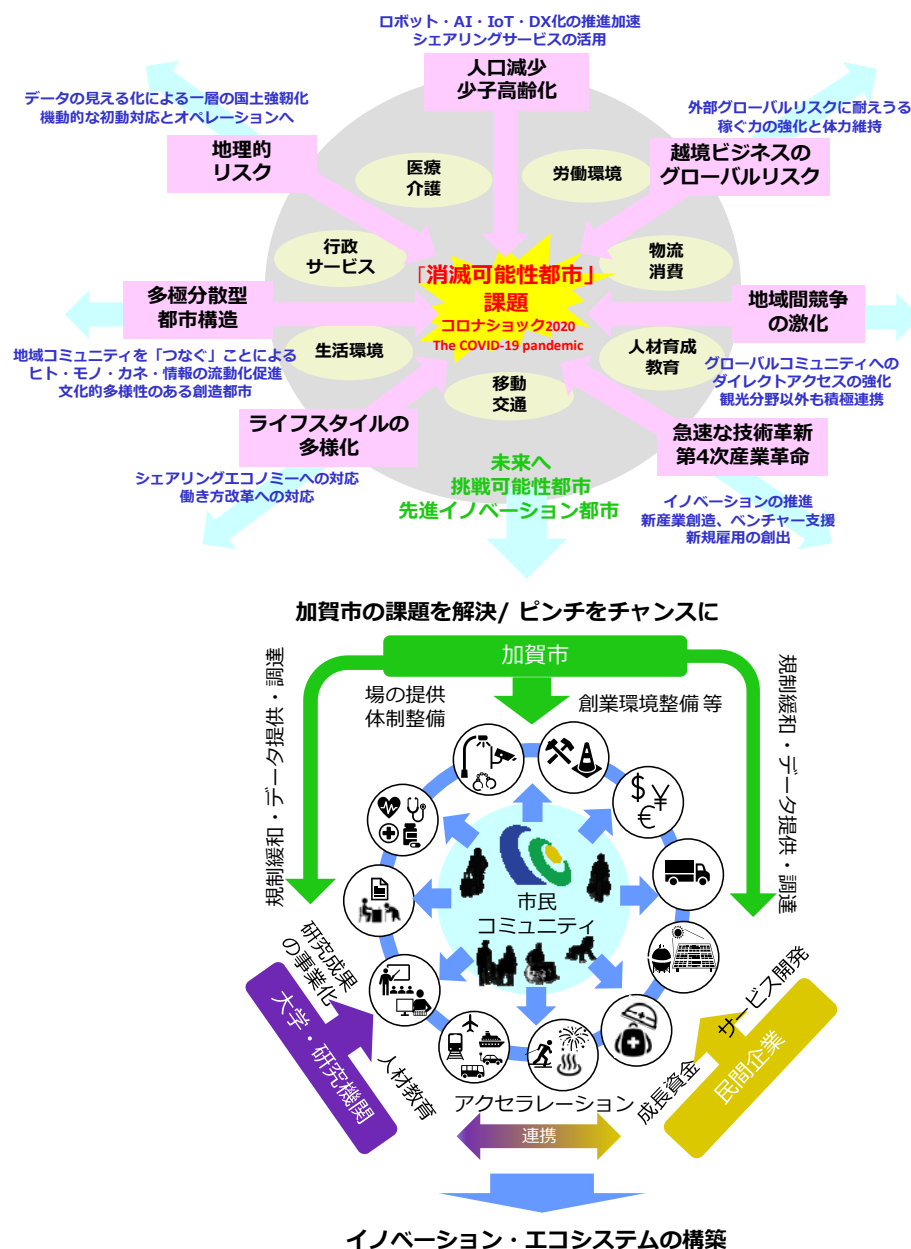
(出所) 第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略に加筆

⁷ 産業構造が全国と比較して、どの程度特化しているかをみる指標。1を超えていれば全国に比べ、その産業は特化している (特徴がある) といえる。

急速な人手不足に陥る中で、先端技術やデジタルツールを利活用し、効率化できる業務は効率化し、人がより付加価値の高い仕事に従事できるような環境整備を行うこともスマートシティ推進の上では重要となります。

スマートシティ推進は、先端技術を積極的に活用し、データを最大限活用することにより課題解決を図るため、様々なベンチャー企業が本市で活躍し、新たなサービスが創出され、新たな産業や雇用を創出する機会が期待されます。

スマートシティを推進することにより、イノベーション・エコシステムを構築し、新たなビジネス創出も視野に入れ、本市全体としても、稼ぐ力の向上を目指します(図13)。



(図13) 課題解決型のスマートシティ推進によるイノベーション・エコシステムの構築

4. スマートシティ加賀 3つの戦略

スマートシティ加賀 3つの戦略

- 1 デジタルファースト ～データ駆動型のまちづくり～
- 2 クリエイティブ ～創造的なまちづくり～
- 3 スマートシチズン ～市民との共創によるまちづくり～

スマートシティ加賀を推進するために、以下の3つの戦略を策定し、今後の本市のスマートシティに係る政策・施策を実行に移し、事業展開していきます。

(1) デジタルファースト ～データ駆動型のまちづくり～

近年、都市経営において、都市のデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation:DX）という考え方が浸透しつつあります。元来、DXとは平成16(2004)年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授の“Information Technology and The Good Life”という論文において、美的体験(aesthetic experience)と表現され、「すべての人々が、デジタルテクノロジーの恩恵を受け、あらゆる面でより良く、幸せになる」ことであると記されており、根底には加賀市民憲章に通じる哲学が論じられています。

加賀DX

加賀のデジタルトランスフォーメーション

加賀市に係るすべての人々が、デジタルテクノロジーの恩恵を受け、あらゆる面でより良く、幸せになるためのスマートシティ政策を推進いたします。

加賀市民憲章（2015年9月28日制定）

- 一、歴史と伝統文化を尊重し、未来に向けて新たな創造に努めます。
- 一、美しい自然を大切にし、その恵みがさらに豊かになるように努めます。
- 一、暮らす人、訪れた人それぞれが元気になる、思いやりの輪が広がるように努めます。

第2次加賀市総合計画 2017年→2026年

まちづくりの基本理念

- ・ 歴史と伝統文化の尊重
- ・ 美しい自然の保全と継承
- ・ 暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち

将来都市像（テーマ）

『自然・歴史・伝統息づく 住んでいたい 来てみたいまち』
～地域の強みを活かし、ともに進める 人・まちづくり～

加賀市都市計画マスタープラン 2019年→2035年

都市の将来像

ひと・もの・地域がつながる
住んでいたい 訪れてみたい
輝きが集約されたまち

まちづくりの4つの基本方針

- ・ 集約・コンパクト化
- ・ 連携・ネットワーク化
- ・ 都市基盤・施設の有効活用
- ・ 地域の魅力・活力の創出

第2期 加賀市 まち・ひと・しごと総合戦略 2020年→2024年

1. 加賀市に仕事をつくり、安定した雇用を創出し、これを支える人材を育て活かす
2. 加賀市への新しい人の流れをつくる
3. 若い世代の出産・子育ての希望をかなえるとともに誰もが活躍できる地域社会をつくる
4. 時代に見合った地域をつくり、安心な暮らしを支える

人間中心の未来社会の実現

(図14) 加賀デジタルファースト戦略が実現する加賀市の未来

よって、本市の DX 推進においては、人間中心の未来社会を実現するため、常に人起点で、本市に係るすべての人々が、デジタルテクノロジーの恩恵を受け、あらゆる面でもより良く、幸せになるためのデジタル化を推進するものとします。

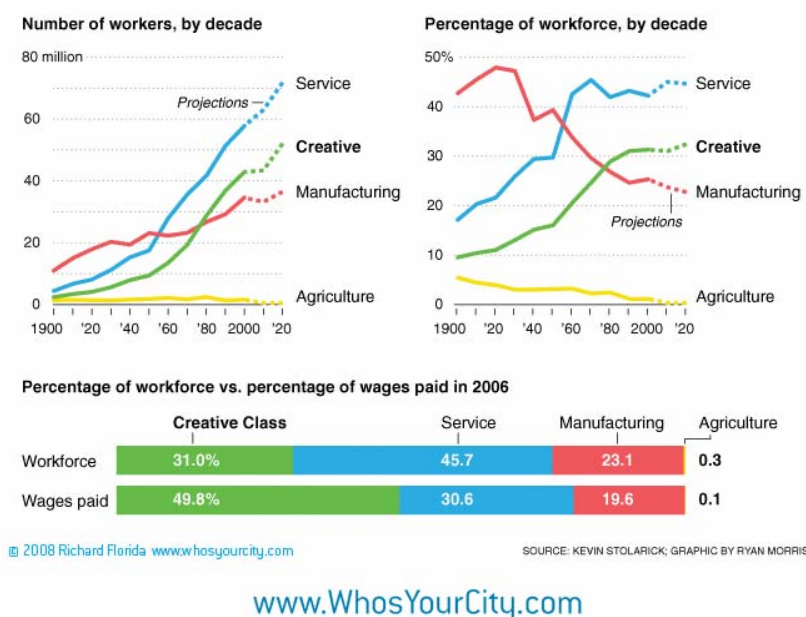
特に、急速な人手不足に直面している今後の本市の都市経営を鑑みた場合、先端技術やデジタルツールを活用し、データを最大限に活かすことで、地域課題を解決すると共に、産業の活性化や都市機能の高度化を目指す「データ駆動型のまちづくり」を推進することが重要となります。

そして、都市の全体最適化を図ると共に、質の高い市民サービスの提供や効率的な自治体運営を行い、第2次加賀市総合計画の基本理念に則り、加賀市民憲章を具現化することを目的に、加賀デジタルファースト戦略を推進します。

(2) クリエイティブ ～創造的なまちづくり～

魅力的なまちづくりを行うには、単に先端技術の活用やデジタル化の推進だけではなく、その地の歴史・伝統文化に根差した、創造的で革新的な取組も重要となります。

米国社会学者のリチャード・フロリダは、行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携した「文化芸術と産業経済との創造性に富んだ都市」である「創造都市」を提唱しています。創造都市で、重要な役割を担う「価値を新しく作り出す人」を「クリエイティブ・クラス」と定義し、次の2つに分類しています。一つは、科学者、技術者、教員、芸術家、作家、音楽家、デザイナー、建築家等の「価値を直接作り出す人たち」で「クリエイティブ・コア」と呼び、もう一つは、彼らと密接な関係にあり、彼らを支える先端技術、IT、医師などの専門職やマネジメント、経営者を「クリエイティブ・プロフェッショナル」と分類しています。



(図 15) 米国のクリエイティブ・クラスの台頭

(出所) Richard L. Florida “Whos YourCity.com” Website

図 15 に米国のクリエイティブ・クラスの台頭を示しています。近年急速にクリエイティブ・クラスが台頭し、他の職業階層よりも一人あたりの賃金が高くなっていることが特徴です。

本市には、豊かな歴史・伝統文化に根差した豊かなクリエイティブ・コア人材に恵まれており、彼らが先端技術や ICT 等の専門人材であるクリエイティブ・プロフェッショナルと出会うことによって、さらなる創造性を開花する可能性があります。

まさに、経済学者ヨーゼフ・アロイス・シュンペーター『経済発展の理論』で提唱した「新結合」や経営学者クレイトン・クリステンセンによる「一見、関係なさそうな事柄を結びつける思考」である「イノベーション」の考え方が重要となります。

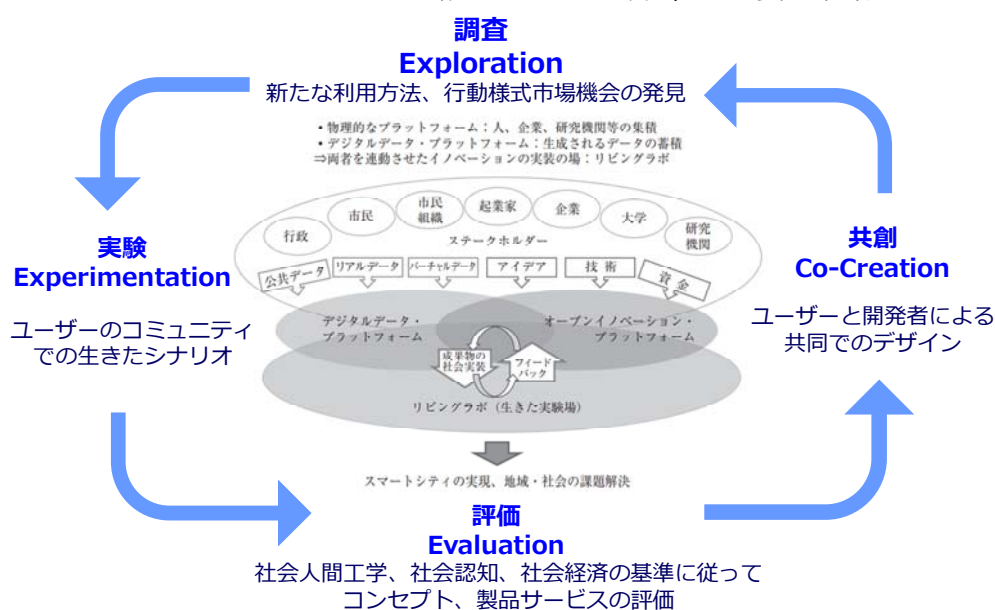
加賀クリエイティブ戦略では、社会実装実験プロジェクト等により、先端技術を有した市外の先進企業や高度人材を呼び込むとともに、伝統文化産業等、多様な分野で活躍する人材との交流・共創により、イノベーションを促進し、魅力ある企業の集積と新たな人の流れを創出し、魅力的なまちづくりを実現します。

(3) スマートシチズン ～市民との共創によるまちづくり～

スマートシティは、スマートな市民無くして実現しません。都市のプラットフォームとしての特徴を生かし、新しい技術やサービスをユーザーとなる市民の参加を募って、実際の生活環境で調査・実験・評価・共創することにより、社会実装を促進しようとする動きが世界各所で進んでいます。

市民・ユーザーが、自らの暮らしに役立つ商品・サービスや事業を創り出す活動をリビングラボと呼び、地域において、行政、企業、大学・研究機関等、多様な関係者とともに市民・ユーザーが一体となってイノベーションに取り組んでいます。

市民・ユーザーを起点に多様な関係者が参画するオープンイノベーションの手法でもあるリビングラボは、スマートシティを推進する上で非常に重要な役割を担います。



(図 16) スマートシティ推進におけるリビングラボの役割

(出所) 株式会社日本総合研究所

一方で、スマートシティの運営に係る人材も重要です。スマートシティ運営には、様々な視点で調査・分析を行い、課題解決、サービス創出を行う必要があるため、スマートシティに係るデータを分析・解析する ICT 専門人材のみならず、多様な専門的な能力を有する人材も求められます。

また、当該能力は未来の我が国を切り拓く若者が、今後の国際社会を生き抜くために必要な重要な能力でもあります。そのため、本市では、若者への STEAM 教育⁸やプログラミング教育、ロボットを活用した教育などにも積極的に取り組みます。

以上、本市では、市民に先端技術に触れる場及び当該技術を活用した新たなサービスを最適な形で提供するとともに、IT を含む高度専門人材育成を行い、当該人材を活用することにより、市民と共に学びながら共創し、より良く進化し続けるまちづくりを実現します。

⁸ Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM 教育（ステムきょういく）」に、Art（芸術）を加えて提唱された教育手法

5. スマートシティ加賀 運営の5原則

本項では、本市においてスマートシティを運営する際に、守るべき運営原則について記載します。

スマートシティの推進には、市民や自治体、様々な分野の民間企業等、多くのステークホルダー（利害関係者）が関わることとなります。しかしながら、各々、独自のルールに則ってサービス提供や運営を行うと、市民や来訪者にとって不便なまちづくりになる可能性があり、基本理念である「人間中心の未来社会」が実現できません。よって、スマートシティ加賀を運営する上で、すべてのステークホルダーが守るべき共通のルールとして、以下の5原則を掲げます。

(1) 透明性を確保したまちづくり

先端技術を活用したサービスを公共の空間で展開する際に、後述する「加賀市官民データ活用推進計画」に基づき、収集されるデータが、「誰によって、どのような目的で、何のデータが収集されるのかを開示するよう努めるととともに、個人情報・プライバシーの保護に十分な配慮を行います。

また、データのみならず、本市のまちづくりに係る情報やサービス、災害に関する情報等についても、いち早く見える化し、様々な手段を通じ、速やかにすべての人々に伝える努力を行います。

(2) 公平性と多様性を重視したまちづくり

平成 27（2015）年 9 月、国連全加盟国の全会一致により、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で、人間、地球、繁栄のための行動計画として掲げた目標が、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の 17 の目標と 169 のターゲットであり、誰一人取り残さない（No one will be left behind）世界の実現を目指しています。

スマートシティは、本市に係るすべての人々が、デジタルテクノロジーの恩恵を受け、あらゆる面でより良く、幸せになるために推進されるものであります。

既に、本市では、平成 30（2018）年 7 月 1 日に以下の「スマートインクルージョン推進宣言 ～誰もが安全安心に暮せ社会に参画できる都市(まち)づくり～」を行っており、本市でスマートシティを運営する場合、当該宣言に基づき、先端技術に係るサービスや機会を希望するすべての者が、不平等なく、誰一人取り残さず提供を受けられる環境の構築に努める必要があります。

例えば、スマートハウス、スマートモビリティの等の新たな市民サービスの導入を検討する場合も、様々な団体や企業と連携・協力し、障がいのある人の視点から最新のテクノロジーを開発・活用することで、「誰もが安全安心に暮せ社会に参画できるまちづくり」が実現できるかについても、深く考察する必要があります。

また、先端技術に係るサービスの社会的な価値や恩恵については、市民生活の質と環境の側面からの評価を行います。

スマートインクルージョン推進宣言 ～ 誰もが安全安心に暮せ社会に参画できる都市(まち)づくり ～

スマートインクルージョンとは、AIやIoT、ブロックチェーンなどの最新技術を使ったサービスを障がいのある人の視点で開発・活用することで、障がいのある人もない人も全ての人々が、安全安心に暮らせ、社会に参画できる未来を目指すという発想であります。

人は高齢になると、目や耳が悪くなり判断力が落ちるなど、徐々に障がいを抱えていきます。たとえ高齢になっても、誰もが安全安心に暮らせる都市(まち)を構築することは、市民すべての願いでもあります。

また、これまで障がいのある人は、人の助けがなければ一人で生きていくことは難しい状況にありました。しかし、近年のテクノロジーの進歩により、これを活用することで、その支援者の負担も軽減するとともに、生まれ育った家で、親なき後も安全安心に見守られながら、一生を過ごすことも夢ではない時代となりました。

よって、加賀市は、様々な団体や企業の皆様と連携・協力し、それぞれ不便を抱えて暮らしている障がいのある人達のニーズを知り、その知見を総合した都市(まち)づくりを実現するため、全国に先駆けて、スマートインクルージョンの推進に取り組むことをここに宣言します。

2018年7月1日 石川県加賀市 加賀市長 宮元 陸

(3) 相互運用性を確保したオープンで機敏かつ柔軟なまちづくり

先端技術の導入に際しては、システム間の相互運用性を高め、データが広く社会において適正に使われる「柔らかな社会インフラ」となることを目指し、その利活用が最大限に行われるように努めます。詳細は、後述する「7. スマートシティ加賀のアーキテクチャ及び都市OSの考え方」の項目にて記載します。



(図 17) データに基づく機敏で柔軟な都市計画と都市マネジメントプロセス

また、システムのみならず、データに基づいて、都市のモニタリングを行い、課題を分析し、都度、シミュレーション等を通じ施策を立案・実行する等、短いサイクルで一連のPDCAを回し、日々生じる変化にすばやく適応する「アジャイル型のまちづくり」も可能とします(図17)。個人単位の行動データをもとに、人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で、施設配置や空間形成、交通施策を検討する計画手法である「スマート・プランニング」も、この運用原則にあたります。

(4) 事業継続性を担保したまちづくり

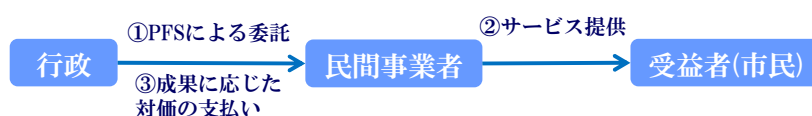
本市の都市経営には、少子高齢化による社会保障費の増大、老朽化するインフラメンテナンスコストの増大、自然災害の大型化に伴う経済対策の財政出動など、財政面から事業性を評価して政策を実行していく必要があります。

スマートシティの運営においては、データの活用により都市経営の効率化やサービスの充実など、様々な便益を享受する一方で、官民データ連携基盤及び都市OS⁹の運営維持など新たなコストがかかります。

先端技術の導入に際しては、これによる事業の継続性を担保するため、エビデンスに基づく政策立案(EBPM: Evidence-based Policy Making)により、事前の実証を行うなどデータに基づいた運用面・財政面の両方から検討を行います。

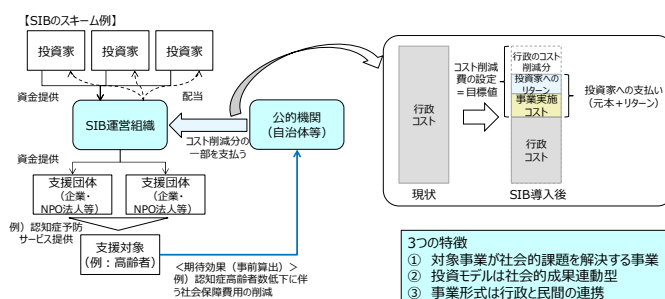
例えば、社会課題の解決に寄与する公共サービスに民間資金や人材を呼び込むことが必要であり、これを実現する仕組みのひとつとして、成果連動型民間委託(PFS: Pay For Success)という手法があります。民間事業者が成果連動型民間委託事業の運転資金を民間資金提供者から調達し、事業成果に応じてリターンを支払う場合はソーシャルインパクトボンド(Social Impact Bond: SIB)と呼びます(図17)。

PFS(Pay For Success): 成果連動型民間委託



ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)

民間資金で社会的コストを削減する事業を行い、事前に合意した成果が達成された場合に後から行政が事業費と成果報酬を投資家に支払うモデル。



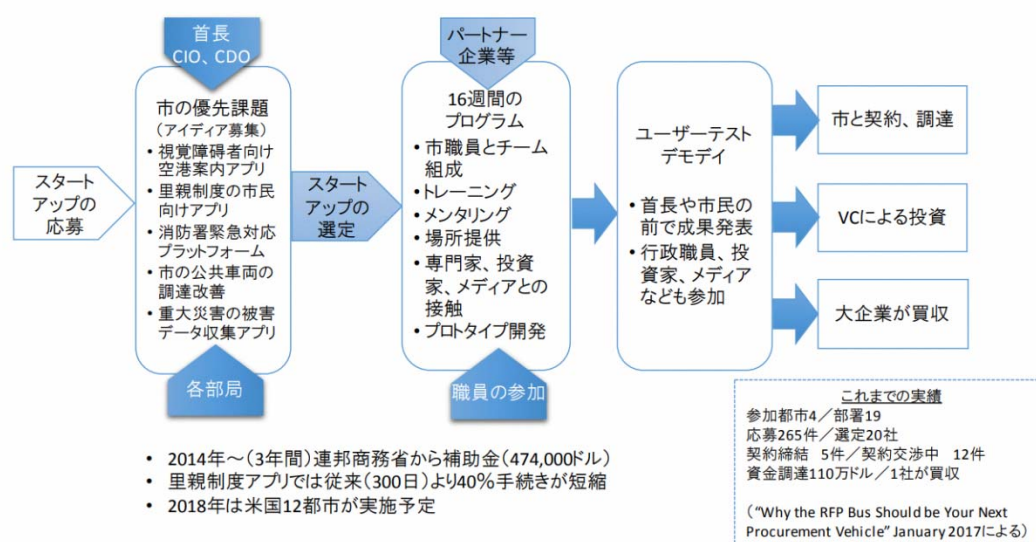
(図18) 成果連動型民間委託(PFS)及びソーシャルインパクトボンド(SIB)の概要

(出所) 株式会社日本総合研究所

⁹ スマートシティ実現のために、地域が共通的に活用する機能が集約され、様々な分野のサービス導入を容易にさせることを実現するITシステムの総称

データに基づいてスマートシティを運営すると、投資やコストに対する成果、いわゆる費用対効果が見える化し、財政面でも健全な都市経営が可能となります。

その他にも、例えば、まちづくりに係る公共調達において、自治体とベンチャー企業が共同開発した商品やサービスを実証実験で評価を行い、有効とされた場合、当該商品を自治体が調達する手法もあります。これは、事前にサービス導入の際の費用対効果も図れるメリットがあります。デンマークでは商用前調達（PCP：Pre-Commercial Procurement）、アムステルダムやサンフランシスコではスタートアップ・イン・レジデンス（STiR：Startup in Residence）と呼ばれており（図 18）、我が国でも日本版 SBIR（Small Business Innovation Research：中小企業技術革新制度）の法改正が検討されており、革新的な技術やアイデアを持つスタートアップの発掘・育成と地域課題の解決を同時に図る新たな経済政策としても期待されています。



（図 19）サンフランシスコ市のスタートアップ・イン・レジデンスの概要

（出所）野村敦子・石田宏一「オープンデータエコシステムの構築に向けた課題」JRI Rev. Vol.5, No.56、日本総合研究所

他にも、非税収の資金調達手法であるガバメント・クラウドファンディングや目的税のスマートシティ推進への有効活用など、本市では、様々なファイナンス手法を総合的に活用し、地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成など、事業継続性を担保しつつ、稼ぐまちづくりを実現します。

（5）安心・安全・強靱なまちづくり

近年、我が国では自然災害が大型化しており、大型台風の直撃などによる、広域・長期的な市街地浸水、多数・長期にわたる孤立集落同時発生、エネルギー供給途絶、地域医療機能麻痺、行政機能低下・停止、建物等倒壊による交通麻痺、サプライチェーン停止による経済活動への影響、複数空港同時被災など、政府が定める「回避すべき起きて

はならない最悪の事態」が例年起きている状況です。本市においても、雪害対策は喫緊の課題であります。また、市民アンケートによると、消雪装置等の雪に強い道路を求める声や避難所・避難路・災害対策設備に不安を覚える、空き家が多く防犯防災上不安があり照明灯の充実を求める、など様々な暮らしにおける不安の声が多く寄せられています。

また、スマートシティは、様々な情報通信技術や情報システムを活用するため、サイバー攻撃によるシステムの大規模障害やシステム停止、市民の個人情報やプライバシー情報の漏洩などの最悪の事態を回避するために、サイバー脅威にも備えなければなりません。

先端技術の導入に際しては、自然災害や不慮の事故、サイバー脅威、その他のトラブルによる障害が発生した場合でも、最低限の都市機能を維持できる能力を確保したシステムの構築に努めます。

	地震	風水害	雪害
H23	平成23年東北地方太平洋沖地震(H23.3.11) ① - 三陸沖を震源として最大震度7(宮城県栗原市) - 広範囲で高い津波による被害 - 道路啓開「くしの苗作戦」を実行 - 三陸縦貫道が住民の避難場所として機能 - 耐震補強された幹線道路は致命的な被害無し	平成23年7月新潟・福島豪雨(H23.7.27～7.30) - 台風第12号による大雨(H23.8.30～9.8) ・紀伊半島を中心とする日本全土で記録的な大雨 ・大規模な深層崩壊の土砂災害が発生	
H24		平成24年7月九州北部豪雨(H24.7.11～7.14)	
H25		鳥取県・山口県における大雨(H25.7.26～8.3) 秋田県・岩手県における大雨(H25.8.9～8.10) 台風第18号による大雨(H25.9.15～9.16) ・四国から北海道の広い範囲で大雨 台風第26号による暴風・大雨(H25.10.14～10.16) ・東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨	
H26		平成26年8月豪雨(H26.7.30～8.26) ・広島市で多数の土砂災害が発生	関東地方における大雪・暴風雪(H26.2.14～2.19) ③ ・山梨県国道20号で最大約400台の車両滞留
H27		平成27年9月関東・東北豪雨(H27.9.7～9.11) ・鬼怒川で溢水や約200mにわたる堤防決壊が発生	
H28	平成28年熊本地震(H28.4.14.4.16) ② ・熊本地方を震源として最大震度7(熊本県益城町等) ・大規模斜面崩壊により国道325号阿蘇大橋が落橋 ・九州道の橋梁の支承損壊、跨道橋の落橋	台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風(H28.8.16～8.31) ・北海道と岩手県を中心に記録的な大雨 ・国道274号(北海道日勝峠)での土砂崩落で43kmに亘る通行止め	北陸地方における大雪(H28.1.24～1.25) ・新潟県国道8号や北陸自動車道で大規模な車両滞留
H29		平成29年7月九州北部豪雨(H29.6.30～7.10) ・福岡県朝倉市で赤谷川が氾濫、東峰村では一時孤立が発生	中国地方における大雪(H29.1.23～1.24) ・鳥取県米子自動車道で約300台の車両滞留 新東名高速における降雪・凍結(H29.2.11) ・御殿場・長泉沼津間で約1,000台の車両滞留
H30	大阪北部地震(H30.6.18) ・大阪府北部を震源として最大震度6弱(高槻市等) ・高槻市道で小学校のプール脇のブロック塀が倒壊 ・高速道路の通行止めや踏切の遮断等により、都市部で通勤時間帯に大規模な渋滞が発生 平成30年北海道胆振東部地震(H30.9.6) ・北海道胆振地方・東部を震源として最大震度7(厚真町) ・北海道全域で停電(ブラックアウト)が発生	平成30年7月豪雨(H30.6.28～7.8) ・全国でこれまでの観測記録を更新する大雨 ・小田川(倉敷市真備町)の決壊により大規模浸水被害 ・山陽道、広島県道路、国道31号、JR呉線が土砂崩落で被災 ・土砂災害により高知道で高架橋上部工が流失 台風第21号による暴風・高潮等(H30.9.3～9.5) ・強風により近畿地方を中心に多数の電柱倒壊が発生 ・瀬戸中央自動車道等における強風による車両転倒の発生 ・高潮により関西国際空港で浸水被害 ・関西空港の連絡橋に、強風で流されたタンカーが衝突・損傷	北陸地方における大雪(H30.1.10～1.13) ・石川県北陸自動車道において約460台の車両滞留 首都圏における大雪(H30.1.22～1.23) ・首都高速における約4日間の通行止め 北陸地方を中心とした大雪(H30.2.3～2.8) ・福井県国道8号で最大1,500台の車両滞留

①：有識者会議とりまとめ ②：東日本大震災を踏まえた緊急提言(H23.7) ③：熊本地震を踏まえた課題と論点(H28.6) ④：大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ(H30.5)

(図 20) 東日本大震災以降の主な自然災害

(出所) 国土交通省

6. スマートシティ加賀 推進体制

様々な地域課題が解決され、市民の暮らしが便利で安心であるとともに産業も活性化している持続可能な都市であるためには、先端技術が社会に備わった「スマートシティ」を目指していくことが必要となります。

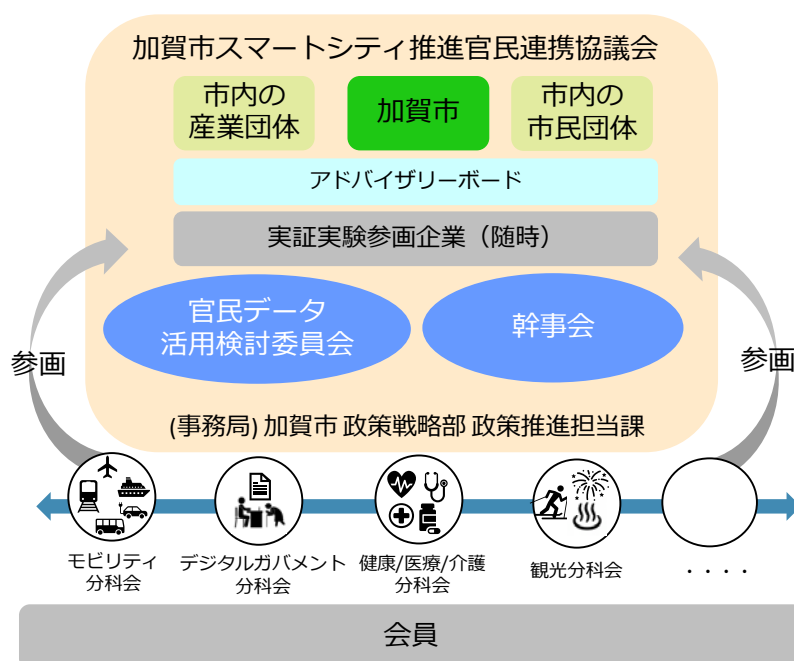
本市は、令和元（2019）年8月26日に、スマートシティの実現に向けて、市民をはじめ、市内の産業団体や市民団体と共に「加賀市スマートシティ推進官民連携協議会（以下、「官民連携協議会」という。）」を設立し、スマートシティに関する情報交換や普及啓発、実証事業の推進など、官民一体となって推進していくこととしました。

本構想も官民連携協議会が中心となって実現していくこととなります。しかしながら、スマートシティは先端的なまちづくりであり、地元団体のみでは推進することが困難であるため、専門的知識を有する者を外部人材として招聘し、アドバイザリーボードを組成し、本構想の推進の一翼を担ってもらうこととします。

官民連携協議会の運営は、加賀市、市内の産業団体、市民団体から選定された幹事会が行い、必要と判断すれば専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くこととします。

また、今後、本構想を実現するために、モビリティやデジタルガバメント、健康・医療・介護、観光など様々な分野で実証実験が実施され、社会実装の検討がなされる予定であり、それぞれの活動を取りまとめる分科会を官民連携協議会の下部組織に組成します。また、分科会の活動は、随時、事務局を通じ官民連携協議会に報告され、計画の妥当性や市民との連携などについて議論を実施することとします。

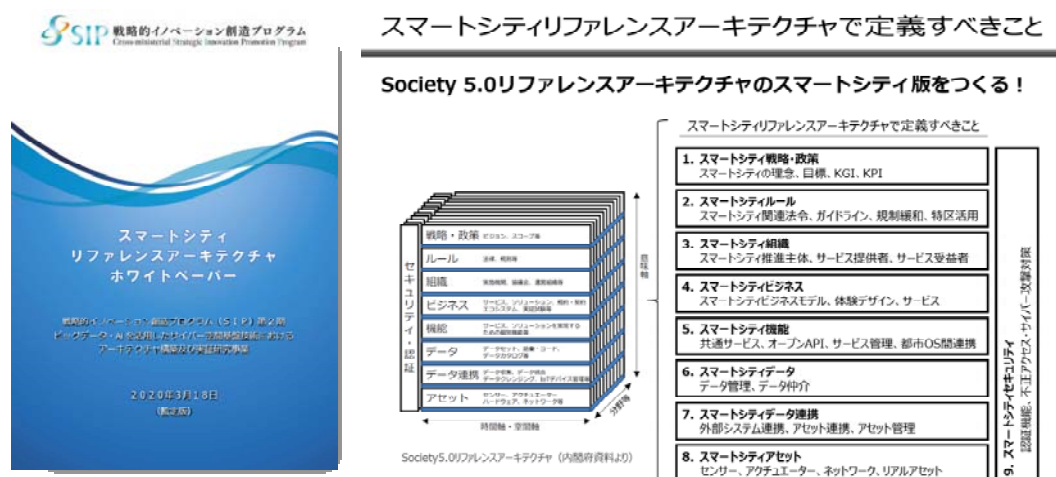
さらに、スマートシティ推進においては、後述する「加賀市官民データ活用推進計画」に基づき、官民データの取り扱いなど、ルールの検討も行う必要があるため、別途、官民連携協議会の内部に、「官民データ活用検討委員会」を組成して、透明性を確保したまちづくりに努めることとします。



（図 21）加賀市スマートシティ官民連携協議会の体制図

7. スマートシティ加賀のアーキテクチャ及び都市 OS の考え方

国が示す「統合イノベーション戦略 2019」では、政府一体となってスマートシティ基盤となるアーキテクチャの設計・構築について言及され、戦略的イノベーションプログラム（SIP）において調査研究がなされ、令和 2（2020）年 3 月 18 日に内閣府「SIP サイバー/アーキテクチャ構築及び実証研究の成果公表」の一つとして「スマートシティリファレンスアーキテクチャ・ホワイトペーパー」が公表されました（図 22）。



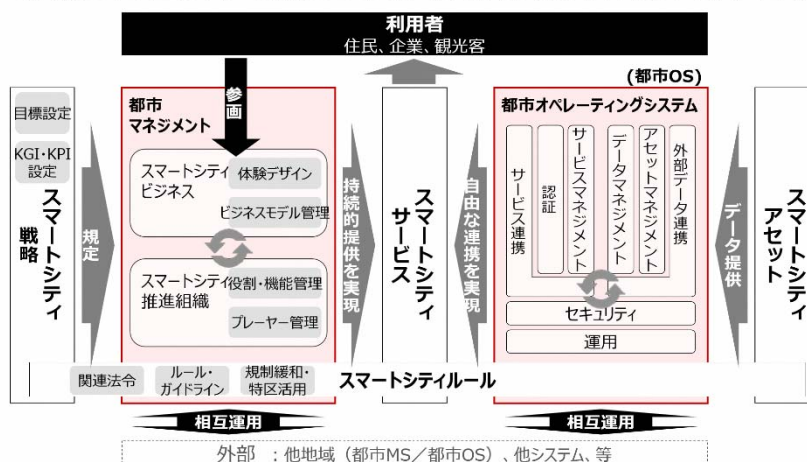
（図 22）スマートシティリファレンスアーキテクチャの概要について

（出所）内閣府：スマートシティリファレンスアーキテクチャ・ホワイトペーパー

更に、本ペーパーでは、図 23 に記載されているスマートシティリファレンスアーキテクチャについて、都市 OS に加え、都市マネジメントやルールなど全体的な取りまとめがなされ、各地方自治体がスマートシティを推進するには当該アーキテクチャに準拠することが求められています。

スマートシティリファレンスアーキテクチャ全体像

- Society 5.0をベースに導出したアーキテクチャ構造を、利用者中心性および外部との相互運用に焦点を当てた形で、構成要素間の関係性と共に図示



（図 23）スマートシティリファレンスアーキテクチャの全体像

（出所）内閣府：スマートシティリファレンスアーキテクチャ・ホワイトペーパー

また、内閣府が主催する「スーパーシティ間の相互運用性の確保に向けて～相互運用性 WG 中間とりまとめ～」では、以下の3原則が提示され、

- **課題解決原則**
住民が抱える課題の解決を優先し、その便益を追求しているかどうかを重視する。
- **相乗効果原則**
データ連携では、相乗効果の追求を徹底する。
- **透明性原則**
データの管理に、常に透明性を持つ。

データ連携を促す取組として、以下の3つの対策が示されました。

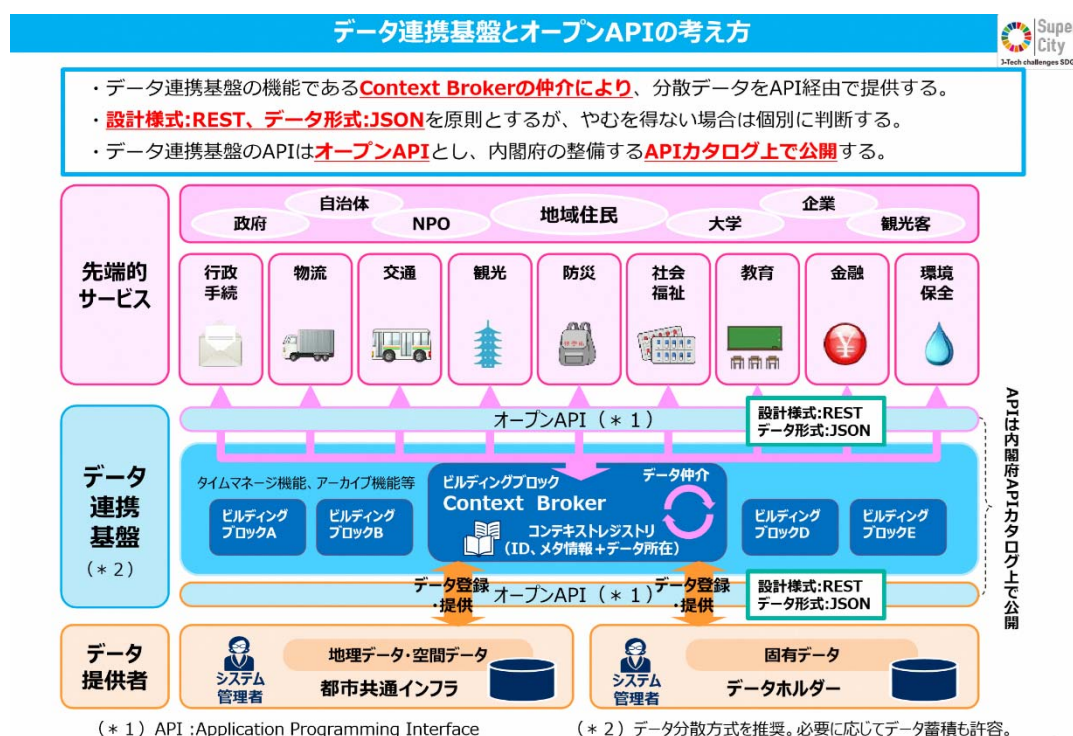
対策1：地域での協働環境作り

対策2：共通のツール・アプリケーションの活用の推奨

対策3：リーダー人材の発掘・育成。組織内外への教育・広報

これらは、基本的に本構想と同様のものです。

更に、内閣府地方創生推進事務局による「スーパーシティ」構想のとりまとめ資料において、API¹⁰の設計と公開の考え方が示されました。



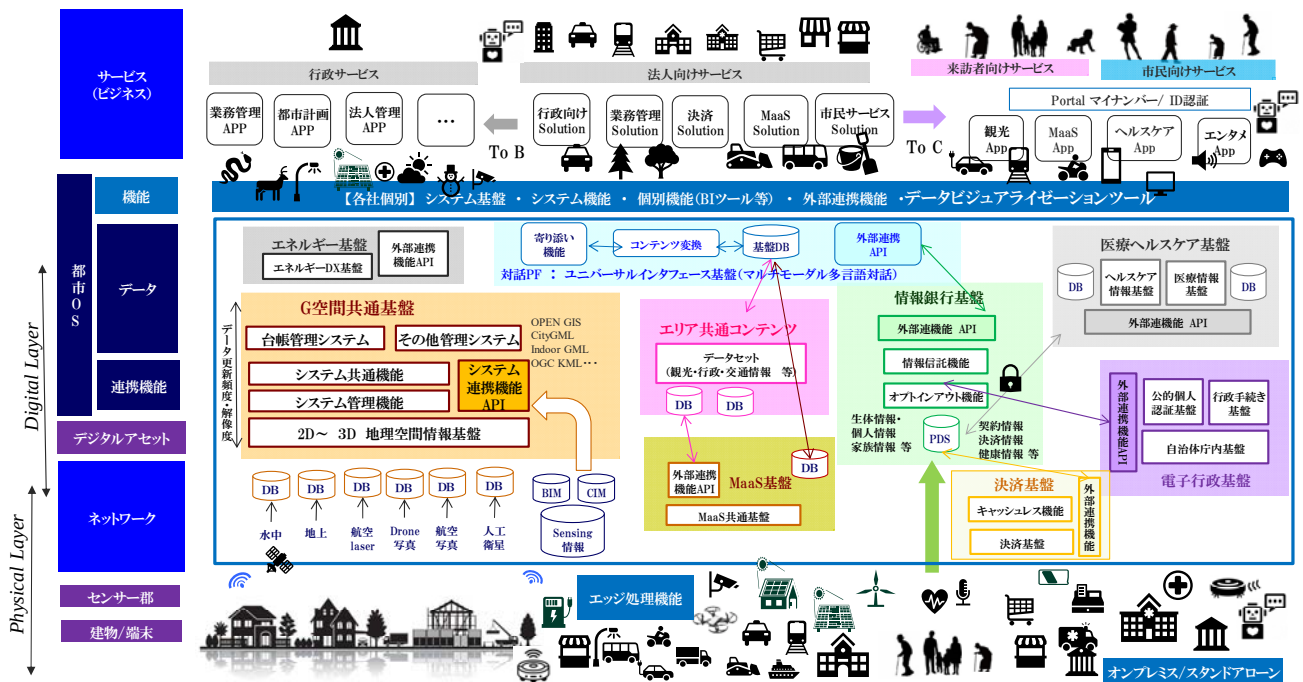
（図24）データ連携基盤とオープンAPIの考え方

（出所）内閣府地方創生推進事務局「「スーパーシティ」構想について」（令和2（2020）年3月）

¹⁰ API: Application Programming Interface：アプリケーションプログラミングインタフェースとは、ソフトウェアコンポーネントが互いにやりとりするのに使用するインタフェースの仕様である。

図 26 の官民データ連携基盤は、様々な都市サービス、市民サービスや行政サービスを提供するための基盤であるため、運用の 5 原則に基づき、相互運用性を確保したオープンなシステムを採用することが求められます。

また、官民データ連携基盤の内部システム構成イメージを図 27 に示します。本市の官民データ連携基盤は、必ずしも一事業者で運用するものではなく、様々なデータ基盤を運用する事業者間連携により機能することも視野に入れ構築することとします。



(図 27) 官民データ連携基盤の内部システム構成イメージ

本構想では、スマートシティ加賀のアーキテクチャ及び都市 OS の考え方を示すにとどめ、今後、具体的にスマートシティを推進するための計画策定及び政策、施策を実施する段階において、官民連携協議会にて、各分科会と連携しつつ詳細化していくこととします。

8. スマートシティ加賀の今後の取組内容

今後は、本構想に基づき、スマートシティ戦略を実行していきます。令和 2（2020）年度以降、3 つの戦略に対応する以下の施策を推進するための計画を策定し、取り組んでいきます。

1. デジタルファースト

- ・官民の横断的なデータ連携による都市の最適化
- ・セキュリティの高い個人情報保護の強化
- ・市内手続きのワンスオンリーの実現
- ・キャッシュレスの推進 等

2. クリエイティブ

- ・先端技術関連の起業誘致及び起業家の育成
- ・市内産業分の先端技術の活用による付加価値向上
- ・観光データ活用による観光産業の活性化
- ・MaaS を活用したナイトタイムエコノミーの推進
- ・自治体新電力を活用した RE100 の推進 等

3. スマートシチズン

- ・デジタル・ガバメントの推進及び市民の行政参画
- ・STEAM 教育の強化
- ・データを活用した EBPM の推進
- ・先端技術を活用したレジリエントな都市の構築
- ・医療・福祉・健康分野のデータ活用によるフレイル予防の推進
- ・働き方改革の推進
- ・SDGs の推進 等

V 加賀市官民データ活用推進計画

1. 加賀市官民データ活用推進計画の目的

本データ活用計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元（2019）年6月14日閣議決定）」を受けて、市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げるものであります。また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図る働き方改革にも貢献し、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸課題の解消を図ることを目的とします。

加えて、本市では、図9に示した通り、本構想と緊密に整合・連携を図ると共に、加賀市民憲章に基づき、第2次加賀市総合計画、第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略、加賀市都市計画マスタープランとも整合・連携を図り、各々のデータ活用に係る政策を推進するための計画でもあります。

令和元（2019）年6月7日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 官民データ活用推進戦略会議において策定された「デジタル時代の新たな IT 政策大綱」において、プライバシーやセキュリティ・知的財産などのデータの安全や信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すコンセプトである「DFFT：Data Free Flow with Trust（信頼ある自由なデータ流通）」について取りまとめられています。

これは、本構想の「運営5原則」である「透明性を確保したまちづくり」及び「相互運用性を確保したオープンで機敏かつ柔軟なまちづくり」とも密接に関係するコンセプトでもあります。

本データ活用計画では、スマートシティや DFFT のコンセプトも織り込んで計画を策定するものとします。

2. 加賀市官民データ利活用 6つの基本方針

本データ活用計画において、DFFT のコンセプトを実現するため、「加賀市官民データ利活用 6つの基本原則」を以下の通り定めます。本市で「自由で開かれたデータ流通」と「データの安全・安心・品質の確保」を実現するため、市内で、市民や利用者の情報、産業データを扱う事業者に対し、民間事業者、自治体問わず、全ての者に対し、基本方針を適応するものとします。

加賀市官民データ利活用 6つの基本方針

1 透明性の確保

2 利用者関与の機会の確保

3 適正な手段による取得の確保

4 適切な安全管理の確保

5 苦情・相談への対応体制の確保

6 プライバシー&セキュリティ・バイ・デザイン

(1) 透明性の確保

関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、市民などの利用者に通知し、又は容易に知りうる状態とします。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとします。

(2) 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行うこととします。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供します。

(3) 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得します。

(4) 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じます。

(5) 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。

(6) プライバシー&セキュリティ・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計するものとします。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとします。

また、万が一、サイバー攻撃などの脅威にさらされ、システムが影響を受けることも鑑み、製品、アプリケーションやサービスの企画・設計のフェーズからセキュリティ対策を組み込みます。

特にセキュリティ・バイ・デザインの対象となる IoT 機器の開発においては、設計の段階から、その機器にどのような脅威が考えられるのか、どのレベルまでのセキュリティ対策が求められるのか等、セキュリティの基本的な枠組みを決定することが重要となります。

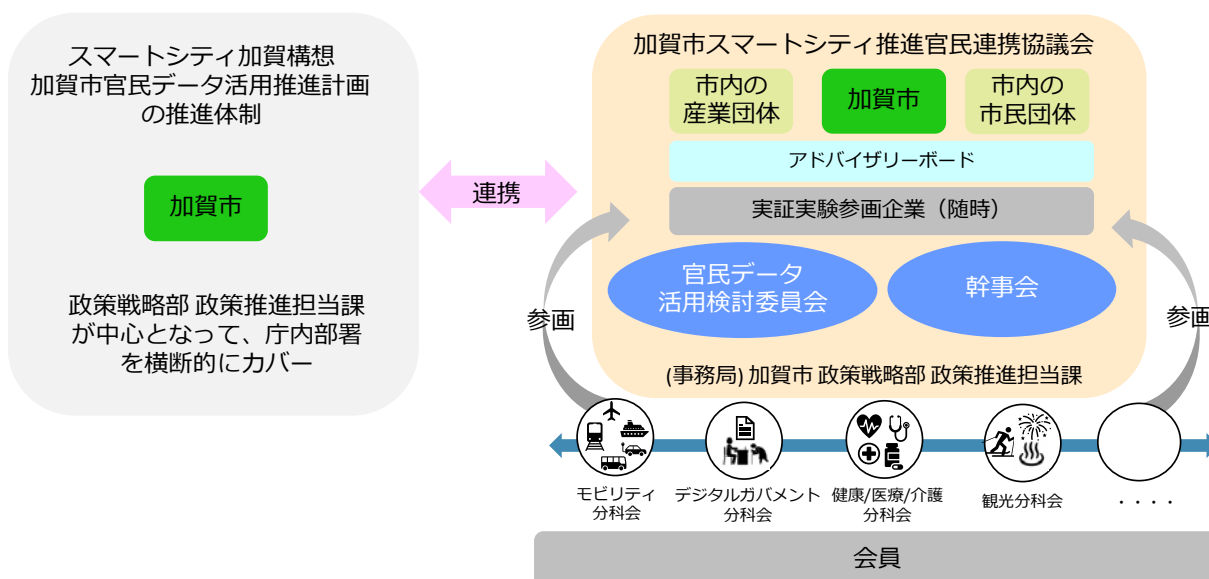
3. 加賀市官民データ活用推進計画の推進体制

本データ活用計画の実行にあたっては、各種データの標準化やシステムの改修、官民データ連携基盤の整備といった、情報関連の取組が必須となりますが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上、地域課題を解決し、市民の生活の質の向上を目指したスマートシティ推進のための手段に過ぎません。

本データ活用計画を推進するためには、政策戦略部 政策推進担当課が中心となって、管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て、まちづくり、施設管理等のデータを保有・管理する実施部門との連携、協力が不可欠で、庁内部署横断的に、必要な各種取組への加速・推進を図ります。

定期的に担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していくこととします。

また、図 28 に本データ活用計画及び本構想の推進体制について記します。スマートシティ推進に係るデータの利活用や官民データ連携基盤の整備については、官民連携協議会の「官民データ活用検討委員会」と緊密に連携することとします。



(図 28) 加賀市官民データ活用推進計画及びスマートシティ加賀構想の推進体制について

4. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成 29（2017）年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元（2019）年 6 月 7 日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元（2019）年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和 2（2020）年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和 3（2021）年 3 月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされています。本市においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバйд対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ります。また、市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋がります。

5. 官民データ活用の推進に係る個別施策

本項では、本市が抱える課題を解決するために重点的に講ずるべき個別施策について、「4. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針」に即して、KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）、スケジュール等を整理した上で記述することとします。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

① 行政手続のオンライン化及び利用促進

施策・事業名称	デジタル自治体プラットフォーム事業
概要	スマートシティ加賀における戦略の取り組みであるデジタルファーストに基づき、すべての行政手続きについて、オンライン化を目指します。 また、オンライン化の弊害である紙文化および関係条例の見直しを行うとともに、オンライン化による各種業務の運用見直しを行い、業務負担の改善と市民の利便性向上を図ります。
KPI	・ オンライン申請対象業務件数
令和2年度の目標	行政手続きのオンライン申請について、2分野以上で導入開始します。

② マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進

施策・事業名称	（再掲）デジタル自治体プラットフォーム事業
概要	マイナンバーカードを活用した個人認証による「デジタル自治体プラットフォーム」を構築し、個人認証によって精度の高いサービスを提供します。行政手続き等の電子化により市民や市内外企業の利便性を向上するため、マイナンバーカードの普及率の向上を図ります。
KPI	・ マイナンバーカードの普及率
令和2年度の目標	マイナンバーカードの普及促進を図り、普及率を80%以上にします。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

施策・事業名称	オープンデータ化推進事業
概要	地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、国が提示する「推奨データセット」等を参考として、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資する分野のオープンデータ化を積極的に推進します。 その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで、広域での横断的なデータの活用を実現します。 また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促します。
KPI	・オープンデータ公開件数
令和2年度の目標	オープンデータを、新たに2件以上公開します。

② 地域におけるビッグデータ利活用の推進

施策・事業名称	ビッグデータ利活用の推進事業
概要	人流データや車の移動情報等の様々な種類のビッグデータを収集し、部局・分野横断的に分析・活用することで、これまでには見えなかった新たな視点による効果的な政策立案を行うことで、住民サービスの向上に取り組みます。
KPI	・ビッグデータを利活用した政策立案の件数
令和2年度の目標	政策立案に際し、ビッグデータの1件以上の利活用をします。

③ 都市計画に関するデータの利用環境の充実

施策・事業名称	加賀市デジタルツイン計画事業
概要	市内全域の地図データを整備し、デジタルツイン（現実世界に実在しているものを、デジタル空間でリアルに表現したもの）を活用したシミュレーションによる効率的で持続可能な行政運営を目指します。
KPI	・市内全域の地図情報のデジタルデータ化
令和2年度の目標	市内の市街地30km ² のデジタルデータ化を行います。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

① マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

施策・事業名称	(再掲) マイナンバーカードの普及促進
概要	オンライン申請をはじめとしたデジタル行政の基盤となるマイナンバーカードを普及させるため、未取得の職員及びその家族をはじめ、市民への普及促進に向けた施策を実施します。 さらに、証明書等のコンビニ交付サービス等のマイナンバーカードを活用できるサービスを検討します。
KPI	・ マイナンバーカード普及率
令和2年度の目標	マイナンバーカードの普及促進を図り、普及率を80%以上にします。

② 窓口業務に関する BPR の推進

施策・事業名称	(再掲) デジタル自治体プラットフォーム事業
概要	スマートシティ加賀における戦略の取り組みであるデジタルファーストに基づき、すべての行政手続きについて、オンライン化を目指します。 また、オンライン化の弊害である紙文化および関係条例の見直しを行うとともに、オンライン化による各種業務の運用見直しを行い、業務負担の改善と市民の利便性向上を図ります。
KPI	・ オンライン申請対象業務件数
令和2年度の目標	行政手続きのオンライン申請について、2分野以上で導入開始します。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバйд対策等）

① プログラミングなど ICT に関する地域における学習環境づくり

施策・事業名称	プログラミング教育推進事業
概要	学校のプログラミングの授業で興味・関心を持った子どもたちが、音楽制作・動画編集・3D モデリング・プログラミング等の様々な最新のテクノロジーに触れ、探求することができる場所を提供します。 また、子どもたちにプログラミングの実践の場として、ロボットプログラミング大会（ロボレーブ大会）を開催します。
KPI	・ コンピュータクラブハウス来場者数
令和 2 年度の目標	コンピュータクラブハウス加賀の来場者数を、年間 1,700 人以上にします。

② IoT 地域実装による地域課題解決・地域活性化の実現

施策・事業名称	スマート加賀 IoT 推進事業
概要	I o Tを活用できる人材育成のため、市内企業を対象とした I o Tに関する座学や実技講習、I o T導入のための専門家派遣を行います。 また、先端技術を活用し、生産性の向上や新産業の創出に向けた実証事業を行い、市内産業の活性化を図ります。
KPI	・ I o T等実証件数
令和 2 年度の目標	先端技術を活用した実証事業を 5 件以上実施します。

③ 公式サイト改修への市民参加の取組

施策・事業名称	ホームページ刷新事業
概要	本市の公式サイトは改修時期を迎えており、各種ブラウザとの互換性やユーザビリティにも問題を抱えている状況です。現在、Web サイトは市民生活に欠かせないツールとして認識されており、ポータルサイトとの連携を図るなど、利便性の向上は喫緊の課題となっています。 また、スマートシティ加賀の運営 5 原則にも配慮し、市民の意見や最新の技術動向等を反映したサイトの構築に寄与します。
KPI	・ ホームページアクセス数
令和 2 年度の目標	ホームページのアクセス数を、年間 180 万件以上にします。

④ 市内におけるフリーWi-Fiの整備

施策・事業名称	市内フリーWi-Fi整備事業
概要	東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催によるインバウンド観光客の増加に対応するため、市内の観光地や中心市街地などに無料で利用可能なWi-Fi環境を維持・整備するとともに市民への普及・啓発を図ります。 また、市内の事業者等とも協力し、サービス利用可能エリアの拡張を図ることで、観光客等の利便性向上やそれによる地域経済の活性化に寄与します。
KPI	・観光地等へのWi-Fi環境の整備箇所数
令和2年度の目標	既設の29箇所の維持とともに拡充検討を行います。

- (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

① 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

施策・事業名称	地域情報プラットフォーム標準仕様の導入
概要	地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理しています。さらに情報連携のためのAPIも規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されています（平成29年4月1日現在）。 今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とします。具体的には、業務システムの整備にあたっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握にあたっては、同標準仕様を利用することとします。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載します。 業務システムの整備にあたっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となります。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携によ

	る業務の利便性の向上も可能となります。 官民データ活用の推進にあたっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となります。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とします。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析にあたっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用します。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載します。
KPI	・地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26）） ・同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 27））
令和 2 年度の目標	システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入します。

② 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

施策・事業名称	業務のデジタル化
概要	行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、業務を見直し、デジタル化を推進します。 行政手続きの原則オンライン化を目指すとともに、業務改善（BPR）を進めることで、市民サービスと行政の生産性の向上を図ります。
KPI	・業務改善件数
令和 2 年度の目標	デジタル化による業務改善を 2 件以上実施します。

③ 情報システムや保有データの標準化の推進

施策・事業名称	(再掲) 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入
概要	地域情報プラットフォーム標準仕様の導入を進めることで、情報システムや保有データの標準化を推進します。
KPI	・地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数/地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数(現在の業務数 26)) ・同準拠製品の導入率(地域情報プラットフォーム準拠製品利用数/地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数(現在の業務数 27))
令和 2 年度の目標	システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入します。

④ テレワーク環境整備の推進

施策・事業名称	テレワーク環境の整備事業
概要	新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対策及び、多様な働き方を促進のため、職場を離れ自宅等においても業務ができるテレワークを推進します。
KPI	・テレワーク実施者数
令和 2 年度の目標	個人情報等の機密性の高い業務を除く自宅等で行える業務を中心とし、30 名以上のテレワークを実施します。

(6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

① 官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

施策・事業名称	官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成
概要	本市における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などについて、職員の研修・育成を積極的に推進します。
KPI	・職員研修の履修人数
令和 2 年度の目標	職員研修を履修した人数が 50 人以上になるようにします。

② 外部人材を含む ICT 人材の積極登用

施策・事業名称	デジタル専門人材の登用
概要	各種政策・施策・事業を推進し、全体を統括するため、市の施策に精通したデジタル専門人材を登用し、更なる体制強化を図ります。
KPI	・ デジタル専門人材の登用件数
令和 2 年度の目標	2 名を登用します。

6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本データ活用計画の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法(平成 26(2014)年法律第 104 号)」、「サイバーセキュリティ戦略(平成 27(2015)年 9 月 4 日閣議決定)」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、市内の情報セキュリティポリシーに基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「加賀市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、「活用できるデータ」と特定個人情報をはじめとした守るべき個人情報・機密情報である「活用できないデータ」を厳重に区別して、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

VI 最後に

本構想については、政府のスマートシティ政策の状況を見つつ、必要と判断した場合は随時改訂を行うものとします。改正の場合は、官民連携協議会に諮るものとします。

また、本データ活用計画においては、近年の目まぐるしいデータに係る法制度環境の変化や事業環境の変化を鑑み、基本的には計画策定から2年を経過した時点で、必要に応じて計画を見直すこととしますが、必要に応じて、随時、柔軟に見直すことも可能とします。

スマートシティ加賀構想
加賀市官民データ活用推進計画 2019

発行日 令和2年3月
発行者 加賀市政策戦略部政策推進課
住 所 〒922-0024 加賀市大聖寺南町ニ41番地
電 話 0761-72-7830
FAX 0761-72-6250
メール seisakukakari@city.kaga.lg.jp